

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和5年3月6日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番	鈴木勝利
2番	藤田尚美
3番	秋山泉
4番	加川裕美
6番	甲斐徳之助
7番	池辺己実夫
8番	諸橋太一郎
9番	市川圭一
10番	伊藤裕一
11番	山本伸子
12番	守屋常雄
13番	北島登
14番	杉森弘之
15番	須藤京子
16番	黒木のぶ子
18番	柳井哲也
19番	石原幸雄
21番	遠藤憲子
22番	利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和 5 年第 1 回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 市民や議員から提出された要望に対する市の対応について	(1) 「牛久市公共施設等総合管理計画」について (2) 令和 5 年度予算に計上された改修工事の選定について (3) 公共施設の改修等に係る順位付けについて 1) 順位付けの作業の作業内容について 2) 順位付け作業の対象となった工事について 3) 順位付け作業による下位ランクの工事について (4) 市民や議員が要望する改修工事の対応について	市長 副市長 関係部長
2. 秋山 泉 (一問一答方式)	1. 市政運営について	1. 安心安全な街づくり ①自然災害の脅威から市民の命をいかに守るべきか伺う。 2. 市役所の環境づくり ①市民サービスの低下について伺う。 ②牛久市教育委員会が移転したことによるメリットとデメリットについて伺う。 ③本庁舎のスペース活用や市民への心地よい空間の提供について伺う。 ④若手の人材育成についての取り組みについて伺う。 ⑤今後の市役所の在り方について伺う。 3. 空き家対策 ①これまでの空き家対策の取り組みと課題について伺う。 4. 今後の市政運営について最も大事な事は何か伺う。	市長

3. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「東部地域の高齢者の移動の足の拡充」について 2. 「市街化区域の拡大」について 3. 「公共工事の発注に係わる地場産業の育成」について 4. 「市民農園の利用者に対する助成制度の創設」について 5. 「職員の綱紀粛正」について	買い物等での外出の際、牛タクのサービス体制では不十分であるとの声が多いことから、社協等の運営による乗り合い形式の送迎サービスを導入すべきと考えるが？ 改訂された都市計画マスタープランには市街化区域への編入が想定される区域が記されているが、何処にどのような用途地域地区の設定を考えているのか？ 公共工事の発注に際しては、極力、多くの業者が受注の機会を得られる様、配慮すべきと考えるが？ 市民農園で農作業に従事することも健康増進法の一つであるとの観点から、何等かの助成制度を創設すべきと考えるが？ 教育委員会において、職務怠慢の結果と思われる事案が発生したが、今後の綱紀粛正をどの様に考えているのか？	市 長 関 係 部 長 市 長 関 係 部 長 市 長 関 係 部 長 市 長 関 係 部 長 市 長 副 市 長 関 係 部 長
4. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 中心市街地の活性化	①エスカード牛久ビル空洞化の早期解決について イ.エスカード牛久ビル4F 等権利関係の進捗状況 ロ. 空きスペースへの新たな提案と確認 1) 市内の子どもたちがいつ行っても楽しむことができる English Talking Room (市と国際交流協会による) の設置 2) 市民の皆さんが気軽に行って楽しめる寄席、カルチャー教室、ダンスホール (エアロビクス、ハワイアンなどの)、	市 長 関 係 部 長

		美術品展示場などの設置 ②「牛久駅」「ひたち野うしく駅」前に空中広場の設置（具体的にはペDESTリアンデッキと同じ高さのその拡張による西口広場） ③「牛久駅」周辺に立体駐車場の建設（交流人口増加対策） ④牛久シャトーの経営刷新について イ. 市内の皆さんに愛される店になっているか ロ. 料理、おみやげ、販促、営業、サインの提案に対して市の見解	
	2. グラウンドゴルフ場の新設について	①市内グラウンドゴルフクラブの数とグラウンドゴルフ入口について ②各クラブの練習や、グラウンドゴルフ大会なども含めてグラウンド数は十分なのか。（牛久グラウンドゴルフ協会の設立についても） ③下根運動公園隣接地にグラウンドゴルフ場の新設を ・市内競技人口が更に増加する可能性があること ・近隣自治体に県南グラウンドゴルフ競技大会などを開催できるグラウンドがないこと	
5. 黒木 のぶ子 （一問一答方式）	1. 牛久市乗合タクシーについて （うしタク）	(1) うしタクのさらなる利便性への取り組み ①現在までのうしタクの利用者数 ②利用者の行き先の把握 ③利用者の利便性要望に対する執行部の考え方 ・原則、龍ヶ崎済生会病院を除く市内全域であるが他市の境界を越えられないため降車が必要になる。	市 長 関 係 部 長

	2. 介護者や高齢者の心身や経済への負担軽減について	(境界付近の病院や6号線隣接するスーパーに行く場合など。) ・ペットの同乗 ・チケット制 (1) 在宅介護者、家族へのはり・きゅう・マッサージ等の施術等の補助 (2) 在宅介護者へオムツ代給付の緩和 (3) 高齢者への身体障がい者としての手帳の交付の考え方	
6. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 安心安全なまちづくり～火災と地震対策の観点から 2. 男女共同参画を取り巻く潮流～新たな第4次男女共同参画推進計画・実施計画	(1) 防火対策の観点から伺う。 ○住宅火災の昨今の状況について ○住宅火災を予防する取り組み―義務化された火災警報器の設置状況と効果 ○消防水利施設の整備状況及び公開状況 ○火災で被災した人への支援 ○火災後の現場処理等の対応 (2) 地震対策の観点から ○耐震診断の昨今の状況と診断後の対応 ○耐震改修のための助成 ○通学路の危険なブロック塀の調査結果と対応 ○通学路以外の危険なブロック塀への対応 ○危険なブロック塀の撤去及び生け垣の設置への助成 (1) 第3次男女共同参画推進計画・実施計画の事業の評価と課題について伺う。 (2) 市民意識調査及び市内事業所のアンケート調査結果を受けての評価と課題について伺う。 (3) 第4次男女共同参画推	市長 副市長 教育部長 関係部長

		進計画・実施計画における事業の見直しと新たな事業について伺う。	
7. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	1. キャッシュレスカード（地域マネー）の導入検討のその後について。 マイナンバーカードとの活用方法 2. おくの義務教育学校の建設に関して 3. まちづくり全般の質問	1. マイナンバーカードの普及率は。 2. マイナンバーカードの付帯サービスは。 3. 制度導入への検討・注視していくとの答弁後のその後を伺う。 1. 対象の児童・生徒数の推移と今後の見込みについて 2. ビジョン・将来性について 3. 建設予算額総額及び補助金について 1. 国は今後、少子化対策にますます取り組んでいく。本市においても居住者にはメリットを移住者には選択肢のサービスが必要であると考え、選ばれ続ける街づくりを取り組んでいくことが肝要であり、且つ人口増加を目指していくべきである。本市が活気あるまちであり続けるために今後どのような取り組みをし、何が優先課題であるのかお示しいただきたい。	市長 教育 関係 部長
8. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. マイナンバーカードの利用と課題について 2. かつぱ号・うしタクの運行路線の拡大について	(1) マイナンバーカードの申請数・交付数、申請率・交付率 (2) 現在、マイナンバーカードがあればできること (3) 将来、マイナンバーカードがあればできること (4) マイナンバーカードの問題点とその対策 (5) デジタル弱者に対する支援の取り組み (1) かつぱ号の利用者数、収支状況 (2) かつぱ号に対する市民	市長 副市 関係 部長

		からの要望内容 (3) かっぱ号の新たな運行路線の拡大の予定 (4) 新たな運行路線を拡大するために運賃値上げや運行本数を削減するという考え (5) 新たな運行路線を拡大するために車両を小型化するという考え (6) うしタクの会員登録状況、利用者数、収支状況 (7) うしタクのつくば市所在の医療機関への運行区域の拡大 (8) かっぱ号、うしタクの持続可能性の確保	
9. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 令和５年度予算について 2. 子どもの登下校の見守り活動について	1. (1) 令和５年度予算の編成過程について ①令和４年度予算の検証 ②令和５年度予算の編成過程における予算決定プロセス ③予算編成過程の公表 (2) 令和５年当初予算について ①財源の確保と見通し ②新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰負担軽減対策 ③持続可能なまちづくりへの主要施策 2. (1) 登下校の見守り活動の現状と課題 ①各学校における見守りボランティアの現状と課題 ②多様な見守り活動体制の推進状況 (2) 登下校中に大地震に遭遇した場合の安全確保と見守り活動 ①児童の安全確保と学校への退避 ②見守りボランティア、見守り活動の役割	市長 副市長 教育部長 関係部長

10. 加川 裕美 (一問一答方式)	1. 就学前までのよりよい発達支援を目指して (1) 現状 (2) 課題 (3) 諸課題への新たな取り組み 2. 不登校児童・生徒への新たな支援に向けて (1) 不登校児童・生徒に対する現在の対策 (2) 不登校児童・生徒に対する新たな取り組み	●市では発達の遅れや経過観察が必要と判断される就学前の子どもに対し、どのような施策を行っているか ・支援と成果 ・専門的検査の概要 ・「療育手帳」を取得している就学前の子ども的人数 ●どのような課題やニーズが生まれているか ①現在整備中の「こども家庭総合支援拠点（仮称）」の概要は ②民間療育施設等を子ども・家庭にスムーズにつなぐ取り組みは ③療育施設等、支援拠点・制度について知り、相談できるイベント・フェア等の開催は ・2012 年から実施された「みんなのしあわせ見本市」とは ・同イベントのコンセプトを活かし、民間主催としての新たな展開は ①不登校の児童・生徒への初期段階での対応 ②不登校状態が改善されにくい場合の支援策 ③不登校状態が改善された例・施策等と今後の課題 ①保護者等も含めたカウンセリング・連絡体制の充実 ②学びの場の確保と現在の学習指導要領に基づいた評価のあり方は ③「うしく放課後カップ	市長 副市長 市教育 関係部 長
-------------------------------	---	--	---

		塾」活用等、学校復帰・将来に向けての支援策は ・「うしく放課後カップ塾」の直近までの活動実績、学習内容、現場の声、課題等 ・当施策を「教室に一番近い居場所」として不登校児童・生徒への運用は ・不登校児童・生徒を対象とした課外活動など、キャリアプランニングに向けての新たな支援は	
11. 諸橋 太一郎 (一問一答方式)	1. 福祉施設の事故について 2. 公用車の管理について	・施設数 ・年度別事故発生数 ・事故状況 ・防止対策 ・総台数と年式別台数 ・購入基準と使用基準 ・中古車の購入について ・事故件数 ・事故削減についての対策	市長 関係部長
12. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1) 高齢者支援について 2) 生命の安全教育 3) 発達性読み書き障がいについて (ディスレクシア) 4) LGBT・SOGI について	・運転免許証自主返納後の支援 ・ひとり世帯への支援 ・学校現場での必要性 ・子どもの性被害に対する認識 ・幼児期の子どもに対する今後の取組み ・学校教育における今後の取組み ・市として性暴力の根絶に向けての取組み ・学校現場での検査 ・デジタル教科書の活用 ・市としての対応 ・保護者への理解と周知 ・牛久市職員就業規則に反映されているか ・職員に対する研修 ・相談体制の充実 ・ALLY（アライ）の取組み	市長 教育長 関係部長

		み ・パートナーシップ制度を市として導入の考え	
13. 北島 登 (一問一答方式)	1. ごみ処理について 2. かつば号の運行について	1. ごみ処理の現状 1) クリーンセンターでの処理量 2) エネルギー使用量の傾向 3) 課題 ・ごみの減量-分別の徹底。生ごみ、プラスチック ・環境負荷の低減 2. 広域化と将来計画 1) 県の広域化計画をどうとらえているか 2) 事務組合の統合との関連 3) クリーンセンターの建て替えの基本方針 1. より利用しやすいルートに 1) 常磐線の西側地域のルートの改善 ・刈谷城中ルート ・停留所 2) 市役所への直行ルート	市長 関係部長
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 地域公共交通について 2. 学校給食について 3. 生活環境整備に	1) かつば号、うしタクの現状 2) 料金、利用方法などに対して改善要望が寄せられている。市の対応について 1) 子育て支援の観点から、第2子や多子世帯も含め給食費軽減の考えについて 2) 給食食材は青果市場などを通し学校に搬入している。地場産の取り扱い割合は。また、食の安全対策として、低農薬、添加物、遺伝子組み換え農産物などの扱いは。給食の放射能測定状況は。 1) 道路や歩道の点検、整	市長 副市長 関係部長

	について	備・舗装の計画 2) U 字溝、集積桝のヘドロ清掃の計画 3) 段差解消について	
15. 利根川 英雄 (一問一答方式)	1. 受益者負担 2. 防災	・その根拠について ・公共施設等の耐震状況と発電機等の設置は ・新規防災無線の設置状況と従前との比較 ・防災倉庫の箇所数と備品の状況 ・1次2次避難所の備品点検と方法 ・避難所のプライバシー保護は ・避難所は、冷暖房設備および畳等が望ましいがその状況は ・各学校等には給食室がある炊き出しは考えられないか ・各行政区の区民館等の地下水設置状況と水質検査について ・簡易浄水器、簡易発電機の設置状況 ・飲料水兼用耐震性防火水槽事前運転 ・飲料水用耐震性防火水槽の設置 ・Lアラート、しずみち info のような暮らしに密着した「普段使いができる災害情報システム」併用 ・パンケーキクラッシュ、災害発生後の市の具体的計画、外国人対策	市長 教育長 関係部長
16. 市川 圭一 (一問一答方式)	1. 地域との取組 開かれた学校づくり 2. 地磁気観測所の現況 3. 牛久市観光アヤマ園	現在までの地域との関わり 今後の展開 一般質問後、何らかの進展はあったか 来年度予算を踏まえ、今後の展開	市長 副市長 教育長 関係部長

	4. 会計年度任用職員空家対策について	来年度募集による、現職員の応募状況と現場の採用希望数との開き	
17. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに伴う対応について	①治療、ワクチン接種の公費負担 ②イベント開催 ③公共施設の利用制限 ④マスク着用 ⑤市の業務体制 ⑥学校現場での対応	市長 副市長 教育長 関係部長

令和５年第１回牛久市議会定例会

議事日程第２号

令和５年３月６日（月）午前１０時開議

日程第１．一般質問

午前１０時００分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る３月２日に開催されました予算常任委員会において行われた委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

委員長に須藤京子議員が、副委員長に鈴木勝利議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は１７人であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、７番池辺己実夫議員。

〔７番池辺己実夫議員登壇〕

○７番 池辺己実夫 議員 皆様、改めましておはようございます。新政会の池辺己実夫です。どうぞよろしくお願いします。

私は、市議会議員として２期目の最後の一般質問となります。これまで２期８年、議員活動では市と市民のつなぎ役として、市民の声を市政に届けるべく……

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員に申し上げます。

１３日以前は、一応マスクを着用をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○７番 池辺己実夫 議員 すみませんでした。勉強不足ですみません。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○７番 池辺己実夫 議員 すみません。改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

私はこれまで２期８年、市政に市民の意見を届けるべく、自分なりには一生懸命活動してまいりました。意見や要望を直接的にでも間接的にでも、市民の声を市の執行部の方に届けるべく取り組んできました。

今回聞くのは、私たちの要望というか市民の要望をどのような形で拾っていいのか。大きな予算が必要な要望や実施に対する考え方に私たちと執行部と乖離があったり、実現に至らない要望なども少なからずこの８年間にあったように思います。もちろん、私が話したり同僚議員が話して全てが実現できるものでないことは十二分に承知はしていますが、市民の皆様からいただいた意見、要望を市政に反映させることが、私たち市議会議員、選挙で選ばれた議員の仕事だと私はその使命感を持って仕事をしてきました。

そういった中で今回の一般質問は、私たち市議会議員や市民からの要望がどのように処理をされ、実施または却下、切り捨てられるということですかね、そして、その結果はどのように知られるのかについて、今一般質問では、比較的大きな予算の必要な公共施設の改修について、過去に同僚議員が一般質問で取り上げた事例を参考に質問を進めていきたいと思いますので、答弁よろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。「牛久市公共施設等管理計画」について、まず質問します。

市内にはたくさんの公共施設があり、建設してから時間が経過し、改修や更新が必要となっている公共施設が相当数あるのではないのでしょうか。以前、同僚議員が行った公共施設改修の必要性を訴えた一般質問の答弁では、本市において公共施設の整備や改修に関しては、牛久市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の改修等に係る順位づけ作業において、全市的な考察の中で進めておりますとの答弁がありました。この牛久市公共施設等総合管理計画について、私も市のホームページを読ませていただきましたが、この牛久市公共施設等総合管理計画が、いつどのような目的で策定され、どのような内容になってなっているのか、まず説明をお願いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 地方公共団体の所有する公共施設の多くは、高度成長期に集中的に整備された経緯がございます。整備後４０年から５０年を経過し、一斉に更新時期を迎える時期になっております。

このような状況を踏まえ、平成２６年４月に総務省から全国の地方公共団体に向けて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がございました。

当市においても、全国の事例同様、昭和５０年代から平成初期にかけて建設された施設の老朽化が進行し、施設の安全確保、利便性・快適性の確保に努めていた状況を踏まえ、計画の策定に取り組み、平成２９年３月に策定を終えております。

計画の目的といたしましては、市が保有する施設全体の把握、現状や課題の整理をした上で、将来を見据えた公共施設の総合的かつ計画的な維持管理の推進を図るためを目的としております。

計画の対象は、市役所、生涯学習センター、学校などの公共施設のほか、インフラ資産としての道路、橋梁、上下水道を対象としており、それぞれの現状の課題を整理しながら、公共施設の総合的な管理という観点から、将来の見通し、公共施設全体及び施設の類型ごとの管理に関する基本方針を定めております。

公共施設全般の基本方針といたしましては、3つの方針を掲げております。1つ目は「まちづくりの視点を持った施設の適正化」、施設の機能を重視し、サービスの水準を確保しつつ、施設の配置や規模を適正化にすることとしています。2つ目といたしましては、「コストの縮減と財源の確保」、民間活力を導入しながら、省エネ対策、未利用財産の処分、受益者負担等の適正化などに取り組むとしております。3つ目といたしましては、「計画的な施設の保全」として、予防保全を原則とした計画的な維持管理により安全性を確保しつつ、費用の抑制を図っていくこととなっております。このような全体方針に基づき、施設ごとに個別施設計画を立てて、維持管理を実施しております。

なお、計画の期間につきましては、計画の趣旨から長期的な視点に立ち、計画期間を40年とし、10年ごとの見直しを図ることとしておりますが、今般、国より計画の見直しに関わる通知が示されたことから、来年度にも計画の見直しを実施する予定としております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 ただいま答弁をいただいて、牛久市公共施設等総合管理計画の説明をいただきましたが、この計画によれば、市内には市民文化系、社会教育系、スポーツ・レクリエーション系、産業系、学校教育系、公営住宅、行政系、保健・福祉系、子育て支援施設、供給処理施設など111施設、合計の延べ床面積で約19万4,660平方メートルの公共施設があります。そして、これらの公共施設のうち約51.4%に当たる施設が建築後約30年を経過した施設だそうです。

建設から30年以上経過した建物となれば、当然のことながら時間の経過とともにかなりの老朽化が進み、各種設備は耐用年数が大幅に超過し、本来持つ機能が損なわれている可能性が非常に高いと考えられます。劣化が進んだ施設や設備は、ともすれば市民の安心安全を脅かしたり、使い勝手が今の時代と全く合わなくなっていて、快適性が著しく低下している可能性もあるのではないのでしょうか。そのような状況を踏まえ、改修や更新の計画を立て、予算を確保し、改修工事等の対策を実施して、市民に安心安全な快適性を提供することが、施設を所管する部署の責務になるわけです。

今定例会では、令和5年度当初予算案が上程されておりますが、当然この公共施設等総合管理計画に基づく改修工事の予算が計上されていることと思います。建設後30年以上経過した施設が全ての公共施設の50%を超える状況においては、かなりの施設の改修計画があると思いますが、令和5年度の予算案にはどのような改修工事の計画が予算に反映されているのでしょうか。限られた予算の中で改修工事を行うわけですから、施設所管課から要求された改修工事を全て実施することは本当に難しいと思うのは当然ですが、では、今回予算措置された施設はどのような経過を経てどんな理由で予算を獲得できたのか。また、予算計上された施設のうち、新築から約30年を経過した施設は全体の何%を占めているのでしょうか。お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設の改修工事や実施設計に関する予算を

要求するに当たっては、突発的な事情を除き、まずは公共施設事業評価一覧に計上していることが前提となり、その後、各課におきましては、予算編成方針に基づき事業の必要性や効果などを検証し、事業の優先順位を勘案しながら予算の要求をしているところとなります。

予算要求後は、各課ヒアリング、財政課における査定を実施し、予算編成会議及び庁議を経て当初予算案として上程しているところであり、その結果、令和５年度当初予算におきましては、牛久クリーンセンター集じん器・耐火物・無停電電源装置更新工事や牛久運動公園体育館屋根改修など、公共施設事業評価一覧のうち令和５年度に要求のあった４２事業中、おおむね１８位までの改修工事を予算計上しております。

なお、予算計上いたしました公共施設の改修工事等のうち、３０年を経過している施設の割合につきましては８１％となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○７番 池辺己実夫 議員 今の答弁を聞いて、３０年以上経過した施設が５０％を超えていたんだから、それぐらいやっても当然なのかなというふうに私は感じたので、特別驚くような感じではないなというふうに、８０％でいっぱいいっぱいですけれども、限りなく１００％にやってもらえたらいいというのが私の理想です。

次に、当初の質問でも紹介した牛久市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の改修等に係る順位づけ、作業についてお伺いしたいと思います。これが本当に聞きたいので。大きな予算を必要とする改修工事の予算要求が幾つもの施設所管課からあれば、当然のことながら予算が足りなくなり、したがって、どの改修工事に取り組むかを決定しなければなりません。そこで必要となるのが順位づけ作業ということだと思います。担当課としてみれば、ほかの施設はどうでもいいけれども、自分が所管する施設だけは何とか実施したいと思うのは当然だと思うので、予算の査定を行う部門では何らかの仕組みというかルールを使って、取捨選択という言い方はおかしいのかも分からないですけれども、どれも全部大事なので、ただやっぱり切上げ、切捨てしなければならないと思います。

そういった観点から、全市的な場合を考えて、考察の中で進めるということだと頭の中では理解しているんですけども、そこでお聞きしますが、事業の取捨選択を行う上で順位づけ作業とはどのような作業なのでしょう。そして、どのように順位づけをしているのでしょうか。この順位づけ作業には何らかのルールや基準といったものがあるのか。あれば、そのルール、基準は一体どんな内容になっているのかお伺いします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設の改修等については、建設後の経過年数などから、今後においても、大規模改修や更新等に要する費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが想定されております。

このような中で、限られた財源の中で事業を効果的に実施する必要があることから、事業の優先度を明確にするため、インフラ施設を除く公共施設の改修等に係る事業のうち、事業費で１，

000万円以上の事業について順位づけを行っております。

順位づけの方法としましては、施設の構造、建築年度、経過年数、耐用年数、延べ床面積を基本項目として整理した上で、個別の項目に対して配点を行います。

個別の項目としましては、施設の対象者、利用者数、不測の事態が発生した際の代替施設の有無、利用料徴収の有無、経過年数を耐用年数で除してパーセンテージで示した耐用度、法令による改修の要否、緊急性、避難所の指定、それぞれの項目に配点をし、合計点数により順位づけを行うものとなっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 詳しい説明ありがとうございます。私の理解度が足りないせいか、何か分かりやすい事業を挙げてもう一回説明してもらってもいいですかね。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 具体的な例としまして、令和5年度実施予定の事業から、クリーンセンターの焼却炉の更新工事を例に御説明させていただきます。工事内容は焼却炉耐火物の更新工事となり、配点に係る個別項目ごとに配点条件を踏まえて御説明します。

まず、施設の対象者について、全市民対象が3点、小学校区単位が2点、それ以下が1点の3段階としておりまして、クリーンセンターは全市民対象で3点。

次に、利用者数の項目は、常に利用者があるか、年10万人以上が5点、年1万人以上が4点、それ以下が3点としており、クリーンセンターは常に利用者があるので5点。

次は、代替施設の有無として、代わりの施設や機能がない場合は5点、施設機能の代替、どちらかがあれば3点、どちらもあれば1点としており、代わりの施設はないため5点。

次に、利用料徴収の有無で、利用料を徴収していれば1点、なければ0点で、1点の配点。

次に、耐用度で、200%以上、つまり耐用年数の倍以上が経過していれば5点、150%以上で4点、以下順に配点され、クリーンセンターは4点となります。

法令による改修か否かにより配点、違法な状況にあれば5点。既存不適格で4点、なければ1点、クリーンセンターは1点。

次に、緊急性の項目は、故障等で使用不可能な状態は5点、稼働しているが代わりの部品がないなどの状況で4点、使用可能だが不具合発生ありで3点、クリーンセンターは3点。

次は、避難所指定の有無で、災害対策本部等の指定で2点、指定避難所で1点、該当なしで0点としており、クリーンセンターは0点。

以上の項目を合計した点数により順位をつけておりまして、当該工事につきましては22点となり、全体の順位として8位と位置づけを行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 それでは、令和5年度予算編成において、順位づけ作業の対象となった工事の件数は何件あって、何件の工事の予算が計上されたのでしょうか。また、対象となる

工事等の事業費は幾ら以上の事業かお伺いします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設事業評価一覧において、令和5年度当初予算に関し、順位づけの対象となった改修工事等は42件で総額14億4,000万円となっております。

順位づけの対象となった改修工事等のうち、当初予算で要求のあった改修工事等は31件で総額9億1,000万円が計上され、予算要求後において、国の補正予算による令和4年度への事業の前倒しによる減額や、各課における予算要求後の修正による減額などがあり、また、予算の査定を行った結果、当初予算で計上していました改修工事等は22件で総額4億7,000万円となっております。

次に、順位づけ作業の対象となる改修工事等は1,000万円以上の改修工事等が対象となっており、1,000万円未満の改修工事等や道路の維持補修工事などのインフラ整備、また新築工事につきましては順位づけの対象とはなっておりません。

なお、当初予算におきましては、公共施設事業評価一覧にある事業のほか、おくの義務教育学校一体型校舎の建設、道路の整備や維持補修、公共施設の維持補修などを計上しているため、投資的経費は23億2,000万円、維持補修費は5億3,000万円を計上しているところとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 42件があつてその中から22件ですか、取捨選択されたのはそのような形であつて、私も勉強不足だったので、それだけ多くのものが上がってきて、そこからそれだけを選ばれるというのは大変な作業なんだなということは理解することができました。ありがとうございます。

上位ランクされた一定数の事業が採択され、予算計上されるということが大体分かりました。そこで、私はちょっと心配になってしまうのがあるんですけども、何年たっても採択されないというか拾ってもらえないような施設や設備ですか。言い換えれば、この順位づけ作業の結果、さっきのポイントで、どんなことをやっても上位にランクされない施設や整備というものはないのかなというのが一つ疑問点と、優先順位が下のほうの施設や整備があつても、これはもう年数がたてば必ず順番が回ってくるのか。これだけの施設があつて、年に実施できる数も限りがあるのは今までの説明でよく分かりますし、でも新しくやっぱり造っていけば、老朽化の対策が必要な施設というのは、年数がたてばどんどん出てくると個人的には思うんですよ。

冒頭に同僚議員が質問をしたものと比較してやっていきたいというお話なんですけれども、ここで一つお伺いしたいと思います。実は牛久運動広場のトイレ改修事業なんですけど、もう何年も前から改修要望が出されていて、私が議員となって、複数の名前を出したらこちらの方とかあちらの方とか、同僚議員が一般質問で取り上げて改修の必要性を訴えてきた事業でありますけど、執行部からは毎回、本市において公共施設の整備や改修に関しては、牛久市公共施設等総合管理計

画に基づく公共施設の改修等に係る位置づけ作業において、全市的な考察の中で進めておりますという答弁が毎回毎回、議事録に載っております。いまだに手つかずの状況が続いています。こういったのはどういうふうにしたら拾い上げてもらえるのかなというのが、正直、今回いろいろ長く質問していますが、どんなふうにしたら市民の要望というか、これは上げてもらえるのかなというのが聞きたかったので。

順位づけ作業では、同一のルールとか基準の中で様々な項目で評価し、優先順位を決定しているということではないかと思います。ということであれば、下位にランクづけされている事業は、今の順位づけの方法では、上位にランクされる事業が全て終了しなければランクは絶対に上がらないのではないかなと思いました。何度も言いますが、順位を待っている間に新しいものがどんどん建っていけば、またそのものが古くなっていけば、もしかしたら大事だとポイントでやっていったら、これはいつまでたっても拾い上げることはしてもらえないように、何か今の説明でも私は感じたんですよ。これを講じる策というのは持ち合わせているのかお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 順位づけにより下位にランクされた事業は、事業採択の優先性という意味では、先送りになる可能性は高くなっているのが現状となります。また、順位づけは、一定の評価基準により客観的に数値化する作業となりますことから、下位にランクされた事業が急に上位になることはなく、複数年度にわたり事業実施に至らないものがあることも事実であります。

しかしながら、事業の採択、予算査定を行うに当たっては、順位づけによる優先度を全てとしているわけではなく、それぞれの施設の緊急性や市民ニーズなどの状況、さらに事業内容の再精査などの状況などを踏まえた上で予算の決定に至っておりますことから、順位づけにより下位ランクに位置する事業が採択されているケースもございます。

また、来年度実施予定の事業で具体的に申しますと、市営住宅の改修事業は順位づけ対象事業の42事業のうち41位、牛久運動広場管理棟のトイレ改修事業は37位、学校の照明改修事業は同じく30位台となっていました。施設の状況を踏まえた判断、また実施方法などの精査を行った上で採択に至った事業となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。これに運動広場のトイレが入っていたので、さっきまでけなしてしまってますみません。下位にランクされてなかなか予算が確保できない施設や整備において、私は本当に一つ思うのが、万が一それで事故とか発生したり、大切だから同僚議員は質問をかけているし、私も含めて質問しているんですけども、市民に被害が及ぶような事態が発生した場合、当然市は責任を問われると思うのですが、こんな事案の発生を予期した順位づけ作業の対策について、これは例えば被害が及ぶようなことを考えながら順位づけ作業というのは、今の答弁を聞いている限りではやっているようには聞こえないんですけども、その辺

はどんなふうにやっているのか伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 その危険度の判断につきましては、予算要求された後に財政課によるヒアリングや市長・副市長ヒアリングなどがございますので、その辺の中で聞き取って、市民の方がそういった被害とかに遭わないように選定を進めているところとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 私、冒頭でも申しましたとおり、私たち市議会議員は日々の活動の中で市民と、特に今の時期は市民と、お預かりした意見とか要望を担当部署に必要な応じてお伝えし、市政に反映していただくのが大変重要な役割の一つだと考えていますし、特に我々の要望というのは市民から本当に直接聞いてきているので、これは文句に聞こえたら駄目だが、市として本当に真摯に対応していただきたい。それはもちろん対応していただけているとは本当に思うんですけども、ただ仮に要望ができなかった場合、できない理由をちゃんと説明しないと、私も市民のところに戻れないというか、多分同僚の議員も一緒だと思うんですよ。

順位づけ作業を行う中で、市民や議員から要望がある工事などは私たちの意見を加味してもらうことというのが必要だと思うんですが、私たちの要望というのはどんな形で加味されているのか。私たちが言ったからどうこうというわけではないんですけども、私たちも年に1回予算を要望できるではないですか。そのときはどんな感じでそれをやっていただけるのかというのが、説明できる範囲で聞きたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設に係る要望事項につきましては、施設利用者、行政区、市議会議員、事業者など様々な方面からの御意見、御要望をお受けしております。施設に対する要望につきましては、市民、利用者の求めるニーズによるものと捉えておりますので、その意見に対しては、各施設の管理運営の上で必要に応じた対応を図るものと考えます。

しかしながら、公共施設の総合的な観点から見ますと、多くの施設が改修や更新時期を迎えるなど、集中的に財政負担が生じる状況となっていることから、全ての要望にお応えすることは難しい状況となっております。

そのような中でも、改修工事に合わせてできること、事業費を平準化してできること、代替施設で対応できるものなど、様々な工夫によりコストを縮減しつつ、公共施設の管理運営を行っていくことが必要となってまいります。

公共施設に対しての要望の有無と施設改修の優先順位の関係につきましては、順位づけは一定の基準で客観的に数値化することを前提としており、多様な要望内容を一定の基準で数値化することは難しいことから、順位づけには含まれておりません。

要望事項への配慮としましては、その実現性を検討の上、各施設管理担当におきまして、その必要性を踏まえた予算要求が実施され、最終的に事業優先順位をベースとしつつも、要望事項を

踏まえた上での事業採択の検討が進められることとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 しつこいようで申し訳ないですけども、これはルールは全く変えるつもりはないという形で受け取ってよろしいんですかね。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 現在行われている順位づけは、客観的な資料を基に順位づけを行っております。ただし、予算や事業の採択に当たっては、100%その順位づけのみで行っているわけではございませんので、順位づけについては恐らく来年度の計画改修においても変更はないものと現在のところは考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 すみません、もしかしたらこれが最後になるかも分からないので、ちょっとしつこくなってしまって申し訳ないんですけども、もうここに来られないかも分からないのであれなんですけれども、要は、私たちがいろいろ要望を出しても何でも、今のやつを全く変えないということは、私たちに例えば予算をどうのこうのと予算要望されるではないですか。それを出しても、全然もう加味はしないという形で考えていいんですかね。だから、そのやり方は絶対もう全く変えないんだみたいな形で受け取ってしまっていいんですかね。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私たちの仕事は、まず予算がございまして、今年度予算でも私たちの計画と50億円ぐらいの乖離がございました。そこでどのような予算運営をしているんな施設を改良するかということが大きなことでございました。確かに、私もさっきのトイレではないけれども、私も野球のいろんなことやっていたときからもいろんなことを言って、そういうことで遅れたという、今もやっていないという状況がございます。やっぱりある程度基準がないと、これは事業の進め方、そして今回は緊急だとか、状況によって私はいろいろ変わってもいいと思いますけれども、ただただ要望があったからできるでやっていたら、いつになってもまた多くの市民に應えるための事業も遅れてしまう。この辺のバランスというのは非常に難しいです。

ですから、皆さんの要望があったからすぐ応える、それはもう私たちに多くの財源があればできるかもしれませんが、ある程度事業をする場合には、こちらで順序を立てないことには現場も混乱してしまう、職員も「えっ、何で」という話にもなってきます。例えば私のところによく来るのが、側溝の蓋かけ、もう年中私のところにも来ています。そこで「何でできないの。反対側やったけれども、何でその反対側ができない」とか、非常にそういうものもございます。ですから、そのときは、このようにして半分やりましたけれども、ここは何年後の予定でいますというような、いろんな予算の交付金のいろいろ加点もございますので、そういうものには何年までできます。ただ一、二年は若干違いがありますけれども、だから今職員に言っているのは、こういう質問が来た場合はこういうことがあって、こういうことができればこういう年次ででき

ますと、大体の年数を言うようにしています。

ですから、市民でも皆さんの要望でも、多くの要望が全てできるというのは、財源的、それからいろんな牛久のそういう状況によってはできない部分があることを了承いただきたいです。例えば市民センターなんですが、2年で終わるような工事なんですけれども、財源というのは規模によって4年間延ばしたり、あとクリーンセンターにおいても単年度ではなくて複数年に延ばしたりとか、そういうことで財源の割合を振りながら、そういうことをやっているような状況でございます。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○7番 池辺己実夫 議員 市長も答弁してくれたのであれですけれども、これからは私の考えだけ今、最後に読ませてもらってやめます。

これまでの質問により、公共施設の改修工事の予算計上をするには、数ある改修工事の中から優先順位づけして、上位にランクをされた事業から予算が確保され、事業が実施されるという流れはよく分かりました。しかし、何度も質問しましたが、下位にランクされた事業についてはいつまでたっても実施されないという状況が正直浮き彫りというか想定されて、その結果として施設そのものが使用不可能になったり、また、やっと改修できる段階になったら当初の計画よりも大幅にお金がかかるといえるのか、最悪の場合、施設整備の不具合によって、先ほども私が言いましたけれども、市民が被害を被るなどの状況が危惧されると思います。

ちょうど私のこの一般質問を応援するような形で、2月13日の茨城新聞に、牛久第三中学校が停電のために2日間にわたり臨時休校となる旨の記事が掲載されていました。その理由は敷地内の地下に埋設してある電線に漏電が発生したとのことでしたが、その時期、県立高校の受験を約2週間後に控えた時期でしたので、生徒や保護者にも少なからずの不安とか動揺があったのではないかと思います。この漏電事故の発生理由については、後ほど施設の所管課に直接行って聞いてみたいと思います。仮に漏電を起こした電線、私も電気屋ではないからよく分からないですけれども、高圧ケーブルか何かが耐用年数を超えてとか、結果的に老朽化していたとか、それはまさしく私の質問で取り上げた改修工事の取捨選択、すなわち順位づけ作業に何らかの問題があったように私の中では思います。

ある意味、改修工事の予算採択を順位づけ作業のみの、一つの儀式的な方法で実施するということ自体の弊害が今後も起こるのではないかなと思うんですよ。だって、私たち同僚議員みんな含めて、やっぱり一番市民と触れ合って直接聞いてきたりなんかするところをあまり加味しないんだでは、それはちょっと違うのではないかなと、私の中で勝手なこれは思っています。今日はもう最後だから、いろいろここで言ってしまっておめんなさい。

予算の採択に当たっては、予算を計上する側も、査定する側も、なぜその工事が必要なのか、なぜ今実施しなければならないのかなどについて、もちろん徹底的に議論はしていると思います、それは。予算書に掲載される事業があり、確実に予算執行する責任がある。事故などを未然に防いで市民の安心安全を確保していただくことを本当に切にお願いしたいと思います。

順位づけ作業は、数多くある改修工事を限られた予算に対応するために行っている作業で、全

て担当課の計画どおりに行うことが難しいのは、もちろん当然市長もおっしゃっていましたが、でも、予算がありますから理解しています。でも、私は昨年の定例会に報告された令和３年度の決算のように、歳入に対して歳出が大変大きく下回り、余った予算が財政調整基金等に積み立てられるといった事態は、これは私は褒められた予算執行の在り方ではないんじゃないかなと、もう本当に心からそう思っています。

だって予算が確保できなくて先送りにされている公共施設の改修工事や事業がたくさんあるなら、財政調整基金への積立てをしようとする余剰金というんですかね、その積むお金の一部を、例えば下位にランクづけされたなかなか本当に拾ってもらえないような事業に、本当にお金があんまりかからないような事業もいっぱいあると思うんですよね。そこに回すようなことができないのかなと思うので、私も勉強不足なのでそういうのはできないんだよと、この市の中ではできないんだと言われてしまったら、これはもう全部、自分の意見なので、答弁は全然結構なので、市民への影響が大きな設備の改修などの財源に充てて、補正予算で執行するようにすれば、市民や私たち議員から出された要望の実現にも私はつながると思うので、今回、先ほど新聞に掲載された三中の事故なんかも未然に防げたんじゃないかなと、これも勝手に思っています。

あと、これも私の勝手な意見なんですけれども、順位づけの方法としても、対象となる工事の費用が比較的小さな事業など下位にランクされる可能性が大きいと思いますけれども、それならば、例えば必要とする予算額を５，０００万円以下、これが一つですね。５，０００万円から１億円、これが一つ、１億円から３億円、これもまた一つ、３億円以上というように、その年度の対象工事の工事費用の大きさごとに分けて順位づけとкаしたら、下のほうの事業なんかも拾い上げることが可能なのではないかなと思うんですよ。

執行部の皆さんにおかれましては、政策的に進める事業はもちろんです、私が今提案とか意見した、私たち議員とか市民の要望に配慮した事業の選択方法、また下位のランクにされている事業でも、なるべく適切な時期に事業が実施できるよう、できたら順位づけ作業のルール、基準や予算配分などの方法の見直しを行っていただき、私たち議員も市民も納得ができる予算計上を切にお願いしたいと思っています。この提案とか意見に関しましては、もし４月の議員選挙に当選してここに戻ってきたときには改めて質問したいと思いますので、その節にはよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、７番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１１時１０分といたします。

午前１０時５８分休憩

午前１１時１０分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を継続いたします。

次に、３番秋山 泉議員。

〔3 番秋山 泉議員登壇〕

○3 番 秋山 泉 議員 皆様、改めましておはようございます。公明党の秋山 泉でございます。

まず初めに、花粉症の影響により、一般質問中、せき込むことがあると存じます。お聞き苦しい点があると思いますが、御容赦いただけると幸いです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

現在、2 期目を迎えられている根本市長の市政運営についてお伺いいたします。

根本市長は、平成 27 年 9 月 13 日、牛久市長選挙におかれまして厳しい選挙戦を戦い、初当選をされております。2 期約 8 年間、市政運営に全力で取り組み、多くの改革に挑戦されてこられました。このたびの一般質問では、数々の取組の中から、これまでの市長の御決意、覚悟、取組をお伺いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

「天災は忘れた頃にやってくる」とは、科学者で随筆家の寺田寅彦の言葉とも言われています。しかし、近年では、忘れる暇もないくらい毎年のように大規模な災害が起こるようになってきました。私たち日本人は、昔から災害と隣り合わせで暮らしています。日本では災害が多い理由として、その 1、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火が発生しやすい国土となっています。

世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード 6 以上の地震回数は 20.8%、活火山数は 7.0%、死者数 0.4%、災害被害額 18.3%など、世界の 0.25%の国土面積にして非常に高くなっています。災害大国の日本で暮らす私たちは、もはや災害リスクは常に身近にあることを意識したほうがよいでしょう。そして、どのような災害が自分や家族の身に降りかかる可能性があるのかを知り、リスクに備えることが重要です。

根本市長は、安心安全のまちづくりについて、自然災害の脅威から市民の命をいかに守ることができるか、いま一度しっかり見直していきたいと述べられましたが、この 8 年間どのように取り組まれたのかお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 近年、甚大化する自然災害に備えて、危機管理や防災の観点から 2 期 8 年間で取り組んできたことにつきましてお答えいたします。

まず、災害対応についてでございます。

令和元年東日本台風の際には、災害対策本部を実際に設置し、災害対応に当たりました。本台風では空振りを恐れず、台風が直撃する前の早期の段階で警戒レベル 3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令、複数の避難所を開設し、土砂災害警戒区域の居住者等に対して早期の避難を促しました。開設した避難所につきましては、台風接近前と通過後におきまして、保健師による巡回も実施し、避難者の健康管理にも留意いたしました。

また、土砂災害警戒区域を管轄区域に持つ消防団の各分団には、該当区域の警戒を依頼し、台風接近前と通過後に各分団で巡回が行われ、それぞれ異常がないかを確認しております。また、

高齢者の安否確認として、台風通過後、市内の90歳以上の独り暮らし高齢者世帯127名の安否確認を行うなどの対応を実施しました。

今まで述べた対応もあり、牛久市では幸いにも大きな人的被害等はございませんでした。

また、令和4年1月から9月にかけては、新型コロナウイルス感染症の流行による自宅療養者が急激に増えたことに伴い、御自身で食料の調達が困難な自宅療養者に対しての食料支援も実施してまいりました。累計で190世帯533名より申請があり、申請後は速やかに物資を調達し、療養者の自宅に職員自らが配達いたしました。

次に、マニュアルの整備や各種防災訓練にも積極的に取り組みました。

住民の自治による避難所開設及び運営を目指して、避難所の運営マニュアルを平成29年8月に策定しました。その中では、避難所従事職員として各避難所の近隣に居住する市職員をそれぞれ3名ずつ指定し、いざというときには真っ先に駆けつけて避難所の受入れ準備を整えることとなっております。

その後、平成29年度から30年度にかけて、全ての避難所にて、学校関係者、各行政区の区長等の役員に御参加いただき、避難所開設運営訓練を実施いたしました。令和元年度には向台小学校、牛久第一中学校では市民数百名にも参加いただき、同様な訓練を実施したところです。

また、コロナ禍においても、新型コロナに対応した避難所運営マニュアルを新たに策定し、本マニュアルを基に令和2年度、令和3年度には牛久運動公園武道館で避難所従事職員を対象とした避難所開設運営訓練を実施しました。

さらに、令和4年度には職員への夜間参集訓練及び災害対策本部設営訓練を実施するなど、市民のみならず職員に向けた訓練も継続して実施してまいりました。

令和5年度には市民にも参加いただく形で牛久駅前での災害対応訓練等を計画していく考えであり、いつ発生するか分からない災害に備えて、今後も継続的にマニュアルの整備や訓練の実施をしてまいりたいと思います。

次に、庁内における組織体制の構築にも取り組みました。

令和2年度に防災・消防に関する専属の部署として、従来の交通防災課から防災・消防に関する業務を分離して、新たに防災課を発足させました。また、稲敷広域消防本部から防災・消防の知識に優れた者を危機管理監として採用し、庁内における防災組織体制の強化を図ってまいりました。

次に、災害時支援協定の締結や備蓄品の整備強化にも取り組んでまいりました。

災害時の支援協定としては、物資の調達及び供給に関する協定、宿泊施設の提供に関する協定、薬事救護活動に関する協定、放送要請に関する協定等、この8年間で新たに21の協定を締結し、災害発生時、様々な分野での災害対応に協力を得られるように対応してまいりました。今後も必要に応じて、協定を締結してまいりたいと考えております。

備蓄品につきましては、従来の飲料水、アルファ米、粉ミルク、毛布の備蓄に加えて、新たに液体ミルク、携帯トイレ、段ボールベッド、感染症対策を考慮し、テント、パーティション、マスク、消毒液を購入し、備蓄品の大幅な拡充を図ってまいりました。また、ガソリン式の発電機、

カセットガス式の発電機も各避難所1台ずつ購入し、避難所の環境改善に向けて取り組んでまいりました。

今後も、様々な観点で自然災害の脅威から市民の命をいかに守ることができるかを第一に考え、取り組んでまいります。

一方、災害における基本は、自分の身は自分で守るという自助や、隣近所、行政区内での助け合いの共助が基本となります。今後も公助の体制をできる限り強化した上で、自助及び共助の重要性も市民の皆様に御認識いただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま、市民部長より御答弁を頂戴いたしました。これまで数々の対策を推進してこられたこと、それは評価をしたいと思います。

それでは、高齢者や土砂災害警報区域居住者、そのような方々に対しての何かあった場合の伝達方法、それをお示してください。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

市では、土砂災害に対する対策としまして、避難情報等を発令した際に、確実に情報を伝えるため、事前に登録した電話番号に一斉に電話を発信し、音声で避難を促すシステムを令和2年度に導入しております。令和5年度からは、同様のサービスに加えて新たに防災アプリを導入し、避難情報をこのアプリを通してお知らせすることも可能となります。

今後も、防災無線やかっぱメールのみならず、様々な手段や方法を用いて避難情報等を市民に漏れなく伝達し、土砂災害における逃げ遅れがゼロとなるよう対策をしてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 令和2年度の電話での一斉の連絡、そしてまた令和5年度からは防災アプリを使った配信をしていくという御答弁を頂戴いたしました。やはり高齢者や弱者に対して伝わるのがなかったということのないように、徹底してそこは考えていただきたいと思います。

それでは、以前に個別避難計画の実施について訴えさせていただきましたけれども、その後、現在までの進捗状況をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 個別避難計画の策定につきましては、対象となる避難行動要支援者名簿の見直しを令和4年6月に実施したところであり、現在は保健福祉部と防災課にて作成の進め方を協議しているところでございます。この協議の後、土砂災害警戒区域に居住する方を最優先とした上で、個別避難計画の策定につきましては、できる限り早期に計画を策定できるよう進めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま市民部長のほうから御答弁を頂戴し、スピード感を持って取り組んでいただけるように切に願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、市役所の環境づくりの取組について伺います。

これまで、ひたち野うしく郵便局における住民票の写し等の証明書交付業務、1月31日をもって終了し、新たに2月1日、ひたち野リフレ2階にひたち野リフレプラザ市民窓口が開設を行いました。これまで各種証明書の発行手続に牛久市役所まで足を運ばれていたひたち野地域の皆様にとっては、かなり利便性が高くなったと思います。しかし、牛久市役所2階の狭いフロアも若干ゆとりができるかと思いますが、ひたち野リフレプラザ市民窓口で職員が異動することで窓口業務の人数が減り、市民へのサービスが行き届かないのではないかと私は危惧をしております。この点について、どのようなお考えか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

ひたち野リフレプラザ市民窓口の開所により、総合窓口課からはリフレプラザで勤務を予定していた準備室の3名に加え、総合窓口課の窓口担当の2名とマイナンバー担当の職員1名の合計6名が異動となりました。

現在、年度末の繁忙期とマイナンバー業務も重なっていることで、総合窓口課の職員が全員で対応してもお客様の待ち時間が1時間を超える日が続いていたことは、大変心苦しく感じております。

お客様の待ち時間を少しでも解消するため、正面玄関前の総合案内は市民部の管理職で対応したり、エスカード出張所やリフレプラザに応援を要請したりして随時職員を増員しながら対応しているところでございます。ひたち野リフレプラザの周知が進むことで少しずつ人の流れが分散し、混雑は解消されていくものと思われまますので、今後とも広報活動を一層進めてまいります。

また、マイナンバー業務につきましては、マイナンバーカード取得及びマイナポイント申請による来庁者が急増しているため、令和4年12月より全庁から応援体制をしき、担当職員を大幅に増員した中で申請サポートをはじめカードの交付、マイナポイントのサポート業務等多岐にわたり対応しているところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま市民部長のほうから御答弁いただきましたけれども、あまりにも簡単な御答弁で、執行部の方々は本当現状をちゃんと把握していらっしゃるのかなと、私は大変疑問に思います。私の友人は先日、所得証明書を取りに市役所の窓口に来ました。もう通常ならば15分あれば手続が終了するところ1時間以上かかったと、そうばやいていました。人数が減らされた中での以前同様の業務は、たとえ各課から応援体制があったとはいえ、以前同様の業務を行うことには無理があると私は考えています。お客様への負担はもちろんのこと、現場の職員の負担も私は大きいと考えます。実際私の耳に、体調を崩され職場に戻らない方や、体調を崩されている中で仕事をされている方がいらっしゃるということも伺っています。この現状をどう

思われますか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 職員の補充にしては、毎年20人前後の職員を採用しております。ただ、その中でも退職される方も非常に多いということで、再任用ということで徐々に人数的なものは解消されていると私は感じております。ただやっぱりこのようなマイナンバーとか、そしてそれから3月期のいろんな時期を迎えて非常に多忙な時期でございまして、それにおいてはもっと早く対応すれば私はよかったのかと思いますけれども、ただあの時点では職員を少しずつあのフロアに集めて、そういう対応をするということで対応したことでございます。そのような中で、この狭隘な施設の中でリフレビルを活用するということでなったわけでございます。

この狭隘なことは私も就任してから非常にちょっとこれは多くのことで、いろんなところで支障を来すのではないかなと思って何とかしようと思っており、私は基本的には1か所で全ての業務がされることは一番ベストな形だと思います。ただ、現状のままでは非常にコストもかかる。私も以前、計画したときは7億円ぐらいかかってしまうということで、これは今の牛久の予算規模ではできないだろうということで、そういう中で狭隘な中でどうしようかという話をしていました。ただ、リフレのビルであのテナントが一部抜けたことにより、そして一括して業務体系が可能な教育委員会が行くことにより、そしてまた、今までも2階部分のリフレプラザという場所、あのようなところで使えるというのは非常に有意義だったのかなと思っております。

そして、牛久においても、約2万余の人口を有するひたち野うしくにおいても、今まで郵便局がいろんな業務をやってくれました。でも、郵便局も今年で打切りということになりました。図書館の貸し入れも非常に多くのことで御要望がございました。全てが全部なわけではないですけども、その中でも様々な要望ができるものをあそこの2階に集めることは、私は有効な手段だったのかなと思っております。

また、我々もエスカードビル等にもいろんな公共施設等も考えている、ハローワークとか、そのようなフリースペースのものを利用する当たっては、非常に、試験的ではございませんけれども、スカイスペースというところをつくってみました。非常に利用者の方が多い、私たちも当初想定するような人数のペースでございまして、本当に8時までやっていますけれども、高校生それから一般の人にも本当にひっきりなしの中で、約30%以上の稼働率ということは非常に高い数字ではないかなと思っております。

これからも、またいろいろとございます。災害においても、市としてはいろんな牛久の発信する場所においても、そして、この牛久の狭隘する部分の施設のことを、全てが解決できるわけではございませんけれども、それを一つの基盤として、これからそういうようなスペース、それから市民サービスに応えられる環境をこれから構築することが肝要だと思っております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今、市長のほうから御答弁を頂戴、多岐にわたっての御答弁で、私の質問に対しての明確なお答えではなかったと私は思います。もっと早く対応したらよかったかなんて、こんなのんきな答弁でははっきり言って困ります。

それと、いろんな部署から応援が来たといっても、窓口業務に携わっていない職員が応援に来たら、やっぱりまたそこは一から教えなくていけないですね。こんな大変なことはないわけですよ。そういう状況の中で私は、体調を崩されて職場に復帰できない人、そしてまた体調を崩しながらも仕事をしている職員がいるということをもっと分かっていたきたい。みんな大変な思いをして働いていますよ。ですので、そんなのんきな悠長なことを言っていないで、もっと真剣に私は取り組んでいただきたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思いますが、市民部長、この点についていかがですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 かなり職員のほうには負担をかけているという状況が、これは牛久市のみならず、もう全国的な規模でこのマイナンバーに関する業務が他の窓口業務にも影響しているというところはあると思います。ただ、いずれにしましても、職員に対してはかなりの負担がかかっているという状況は、これは間違いございません。それを受けて、実は今日からなんですけれども、人材派遣、これを業務委託しまして、一部のマイナポイントの業務についてはそちらに完全に委託するということで、職員の負担を減らすということを始めました。これについても3月、また4月、5月と続くということがありますので、現在の窓口の混み具合、状況を見極めながら、そちらも考慮していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 確かにマイナンバーカードについては、全国的に大変な状況であるということは分かっています。だからこそ牛久市はどうするんだということなんです。ほかのところを見たって、解決方法にも何にもならないので、牛久市として今後しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、同じひたち野リフレ5階には、牛久市教育委員会の各課が移転をいたしました。このメリットとデメリットをお伺ひいたします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、教育委員会の立場から御回答させていただきます。

リフレビル5階に中央図書館を除く教育委員会の全課が集約されたことで、教育委員会事務局内における相互の意思疎通が極めて容易になり、より迅速な意思決定が図れることが最大のメリットと考えます。迅速な意思決定に伴う事務処理の効率化は、市民サービスの向上にも資するものと考えております。

一方、転入転出など異動手続のために市役所本庁舎に来庁された方々については、学校関連の手続が対面ではできなくなりましたが、リモートブースの活用のほか、この後、春先の繁忙期には本庁舎の総合窓口で職員を配置することで、教育委員会が第3分庁舎にあったときと遜色ないサービスが提供できるものと考えております。

また、文化芸術課、生涯学習課及びスポーツ推進課は事務局が分散することになりましたが、市民からの申請、手続等の窓口はこれまでどおりとなっておりますので、市民の皆様にとって支

障はないものと考えております。

職員にとって本庁舎及び出先機関とリフレビルとの往来はこれまでより時間を要する場合もありますが、今回の事務所移転のデメリットをメリットに転換すべく、職員の配置、仕事の進め方など、効率的な事務の遂行につなげてまいります。市民の皆様にとっても、これまでどおりの手続ができるように、またはこれまで以上のサービスにつながるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 本庁舎側からのメリット、デメリットについてお答えをさせていただきます。

教育委員会がリフレビルに移転したことによる本庁舎側での対応につきましては、来庁される方々が学校関連の手続のために本庁舎へ来られて、さらにリフレへ足を運ぶことがないように、教育委員会ですぐに御答弁をいたしましたように、総合窓口課に教育委員会の職員を配置し対応しております。また、教育委員会担当職員へ専門的な事案についての相談を希望される場合には、リモートブースを活用した相談体制を構築するなど、移転によるサービスの低下を招かないよう努めております。

リフレビルへの移転後、文書や郵便物のやり取りなど様々な課題を相互職員の動きにより対応しておるところであります。1か月を経過し、さらに効率的な事務処理、対応が可能かどうか、継続的に検討し改善してまいりたいと考えております。

また、これまで教育委員会が執務を行っておりました第3分庁舎につきましては、現在、マイナポイントの申請サポート等に活用しておりまして、今後、本庁舎内各課の狭隘な執務環境の解消という副次的なメリットについて、スペースの有効活用を図り対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま教育部長、そして総務部長のほうから御答弁を頂戴して、職員にとってはメリットはあると、そういうふうには部長はおっしゃいました。ただ総務部長の御答弁の中でリフレへ足を運ぶことがないようにと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、本市としては本庁舎からリフレに移転したということはデメリットであると認めたようなものではないかなと思いますが、その点、総務部長、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 窓口におきましては、住民異動等で手続に来庁されたお客様がスムーズに手続を終えられ、貴重な時間を再び割いていただくことが極力ないように常に配慮しております。これは教育委員会が移転したことにかかわらず、職員の窓口、市民サービスの基本として捉えておるところであります。リフレへ移転から1か月以上経過しましたがけれども、これまでの窓口手続では、本庁舎へ来られた教育委員会のお客様は、担当職員が対応する以外に、移転をした

ことをお客様に説明をすればリフレへ向かっていってくれるとのことでありました。リフレの側の教育委員会のほうに確認をしますと、移転に関する苦情は上がっていないということでありました。これから本格的な異動の時期を迎えますので、市長からもありましたように、適宜、改善等を行いながら、行政サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 やはりお客様のことを第一に考えるのであれば、本来であれば、先ほど市長もお話しされていましたが、一つの庁舎の中で各課が配置されるのが一番よいということですが、本当に本市は、教育委員会、そして建設部、また保健福祉部の一部があちらこちらに分散をして、市民にとっては非常に使いづらい庁舎となっていると私は考えます。

また、今の御答弁の中でも、最初の御答弁、その中で教育委員会の職員を総合窓口課に配置しているとおっしゃいました。現在何人に対応に当たり、今日までの状況をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 配置をされている職員につきましては、移転当初は教育委員会側では、児童クラブの入所等、申請時期と重なったということもありまして、2名体制で総合窓口課に職員を派遣して対応したということもありましたけれども、今月あるいは来月で1名を配置で予定をしているということであります。混雑状況によりまして臨機応変に、それら対応する職員が対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今後は1名でということですよ。それで大丈夫なのかなというふうになんとか疑問に思いました。

それと、リモートブース、その設置場所をお示してください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 リモートブースにつきましては、以前、創生プロジェクト推進課、あそこがあった部署にリモートブースを2ブース設けてございまして、マイナンバー用に写真機が庁舎の入り口にあると思いますけれども、あの奥、創生プロジェクト推進課があった場所にリモートブースを2ブース設置しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 本当に今の現状というのは、先月はこちらで対応できた、それなのに今月はこっちで対応というようなね、場所がころころころ変わって、市民も困惑している状況ではないかなと思います。まさしくもうこちらの都合であちらこちらに回したり、まさしくお客様を置き去りにした対応と私は言わざるを得ません。その点について、総務部長、いかがですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 教育委員会側でもありましたように、これまで運動公園や生涯学習センター等に分散しておりました部署の集約、教育委員会から御答弁をいたしましたように、相互の意思疎通が容易になったこと、あるいは迅速な意思決定がメリットとなっていることがあります。市民の皆様の側に立てば、リフレへ行くことが非常に不便と感ずることがあるかもしれませんが、そう感ぜさせないように、本庁舎での教育委員会職員の配置、あるいは、先ほど御答弁させていただきましたように郵便物など様々な文書のスムーズな受渡しなど、職員相互に協力をし合うことでデメリットに感ぜさせないようにしていこうと、こういう協力体制でやっていこうということでもありますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この市役所の庁舎を見ても、40年ぐらいたつんだっけ、これ。40年ぐらいということで、当時は3万ちょいの人口でそういう想定でできました。今8万弱の人口でこの庁舎で仕事しておる。これは絶対無理です。でも、その中で私たちは仕事をするしかない。そして、建設部はあちら、福祉部はあちらということで、先ほど言ったように私は1か所でできるのが一番いいと思います。でも、ただ我々は今のこの状況の中で仕事をしています。その状況の中で仕事をするには、ベストではないけれども最善のそういう状況をつくろうということでやっております。

ですから、非常に仕事でも職員でもいろんな仕事に、市民の皆さんにも大変多くの御迷惑をかけることもございます。ただここで庁舎は造る、40億円、50億円で造る、今の牛久の状況でございます。そういうときにおいて、この状況においていかにベストな仕事をするか、それから職員も考えながら、そして、市民の皆さんに御理解いただきながら、私は現状に合った一つの方法なのかなと思っています。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ひたち野リフレに窓口業務開設と教育委員会が移転しましたが、市役所が抱えているスペースの活用や市民への心地よい空間の提供には、私は程遠いと考えます。市の庁舎というのは本来、市の業務を行うためのスペースであり、税金で建設されている以上、余分な機能など存在しないというのが大前提ではあります。しかしながら、庁舎が建物である以上、柱など建設構造上必要不可欠であっても、市の業務を行うためには特別必要のない箇所が存在することも事実でございます。

一方で、昨今の行政における住民サービスという概念は必要不可欠です。庁舎における住民サービスにはもちろん、きめ細やかな窓口サービスであったり、適切な制度構築並びに運用が求められることは言うまでもありませんが、来庁された市民が気持ちよく用務を行うことができる空間の創造も、これら実務上の住民サービスと同様に重要な住民サービスと考えます。また、こうした来庁者にとって気持ちのよい空間は、そこで働く職員にとっても利便性の高い快適な職場となり得ます。しかし、本庁舎は、駐車場の問題もあり、決して市民にとっても、働く職員にとっても快適とは言えないのではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現在の本庁舎につきましては、昭和49年に建築されまして、約50年近くたとうとしております。建築当時に比べまして、人口や行政に期待されるサービスの多様性に格段の差があることは、十分御認識いただけるところであります。

今回、ひたち野リフレ5階に教育委員会が移転したことによりまして、狭隘な庁舎の執務環境の改善に向け、各課の配置等、検討を進めてまいります。その一方、本庁舎2階ロビーに象徴される来客用スペースの十分な確保には、今もなお課題を抱えております。

様々な目的を持って来庁される市民の皆様が、職員一人一人の懇切丁寧な対応によって目的が達成されることはもちろんのこと、さらに心地よい空間の提供によりまして、満足感と安心感を持って市役所を後にしていただくことが、求められる行政サービスの姿と認識しております。駐車場を含め、現在、庁舎が抱える様々な課題について、今後も一つずつ改善に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいまの御答弁に、ひたち野リフレ5階に教育委員会が移転したことにより、狭隘な庁舎の執務環境の改善に向け、各課の配置等検討を進めてまいりますと総務部長はおっしゃいました。これからですかということですよ。一般的には、リフレ5階に教育委員会を移転するという、そういう計画が上がった時点で、本庁舎内の各課の配置検討を進めていくべきではないのでしょうか。ですから、この御答弁からは、教育委員会をリフレ5階に移転したのは、もう単なる思いつきとしか私は思えないんです。普通はリフレに教育委員会を移転する、分庁舎が空く、そこをどうするかと同時進行で考えていくべきなんではないですか。お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 令和4年の第1回定例会におきまして、リフレへの教育委員会の集約は、決裁や打合せの際に移動時間がなくなることによりまして他課との意思疎通が容易になり、教育委員会で進めております学校教育と社会教育の連携という面でもさらなる推進につながると御答弁をさせていただいた経緯がございます。まず、移転によるメリットを優先的にし、同時に市民の皆様が御不便を感じさせないよう窓口のサービスに努めていく。そして、副次的に庁舎の狭隘な執務環境問題の改善を図るため、庁舎内各課の配置検討を行っているところであります。

先ほど議員のおっしゃいました、各課の配置等、検討を進めてまいりますという表現につきましては、これまでもこのリフレビルへの教育委員会窓口の開設と併せて、教育委員会の移転が決定した段階で、庁内でまたプロジェクトチームをつくりまして、今年度、二十数回にわたる会議の中で、第3分庁舎の活用につきましては鋭意これまでも検討してきております。4月以降、来庁される市民の皆様が、庁舎内各課の配置が変更されたことによりまして御不便を感じることがないように、十分な周知も併せて図ってまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現在、教育委員会が移転しましたので、現在のところ第3分庁舎には環境経済部の経済部門、商工観光課、農業政策課、あと農業委員会、そちらを入れまして、庁舎3階の西側の部分のスペースをまず確保しまして、そのほか地下の1階の地域安全課、あの辺の部分の移動を考えて、できるだけ現在各フロアで狭隘化している職員の執務環境の改善、これはひいては市民のサービスの向上にもつながると思いますので、現在、全体的な庁舎の配置等を4月に向けて最終的に調整を行っております。第3分庁舎につきましては、環境経済部のほうの部門を配置して、庁舎内の狭隘化解消を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 駐車場を含め、現在庁舎が抱えている様々な課題については、これまで同僚議員が数々の質問をしてまいりました。今後も一つ一つ取り組むとおっしゃいましたので、まずスピード感を持って市民の立場になって真剣に考えていただきたいと存じます。これは、答弁は結構です。

根本市長は、危機的状況までに減少した正職員の数を、必要最小限ではありますが、現段階で段階的に計画的に順次採用し、従来の牛久を担う人材を育成したいと所信で表明をされました。将来の牛久市を担う人材育成について、どのように取り組まれたのかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の職員採用については、平成28年度以降、長期的・継続的な視点に立った採用計画に基づく採用を実施しており、令和4年度は10代から20代までを中心に29名の職員を採用いたしました。

これら将来を担う若手職員の人材育成ですが、社会人としてスタートを切る新卒職員が多くいることを踏まえ、市職員として必要とされる基本的な心構えと知識を習得できるよう、採用後すぐに新任職員研修を実施しております。

研修修了後、配属先では、所属長を中心に職場の先輩方や同僚職員により、職員の適性や性格、社会経験に応じた職場内研修を実施し、速やかに職場環境への適応を図るため、職場内の実践的な能力開発を行うほか、各業務に関係するスキルアップのための業務研修について、受講機会の確保に努めております。

また、職員の希望や勤務年数等を踏まえ、庁内の定期異動のほか、国や県、公的機関等への派遣により、外部組織での貴重な経験を積む機会を設けることで、働く意欲の向上が図られるようキャリア形成に努めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、この現状、この職員の人数、正職員の人数で十分であるとお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

過去5年間の新規採用数、先ほど市長のほうからも再任用職員を活用しているというお話もございましたが、それを含めた常勤職員数ですけれども、平成30年度の時点、5年前の時点で新規採用者は19人、そのときの再任用を含めた職員の数が382名でした。令和4年度が、今年度29名新規採用しまして、再任用を含めた数が409人となっております。5年前と単純に比較しまして27人増えているところでございますが、職員数は類似団体に比較しまして少ない状況であることを我々も認識しておりまして、今後、職員採用の状況や定年延長制度の導入を踏まえた職員採用計画の見直しも視野に入れながら、採用計画に基づく適正な職員数を確保できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、今後の市役所の在り方についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 市役所の環境づくりの面から今後の在り方として、まず施設・設備面においては、老朽化が目立ち狭隘な庁舎スペースの有効活用、また駐車場の利便性向上などに努め、市民の皆様が気軽にお越しいただける市役所として、一つ一つ抱えている課題の解決に取り組んでまいります。

また、人材の確保及び育成の点では、市民目線に立った行政サービスの提供を最優先の課題として捉え、職員の年齢構成の平準化を念頭に置いた採用計画に基づき、業務を担う有能な人材を確保してまいります。あわせて、牛久市の将来を担う若手職員はもちろん、全ての職員が働く意欲を向上させられるよう職場環境の整備に努め、これまで以上に市民から頼りにされ、信頼される市役所を目指してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、次に空き家バンク制度等の空き家対策についてお伺いをいたします。

根本市長は、空き家所有者と借手・買手の橋渡しを行うことで、世代が循環するまちづくりを考えている、また、空き家の改装費の一時立替えと補助制度等、先進的な支援策を検討し、定住促進を進めていくと述べられました。空き家はどの自治体も抱える問題です。空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生面などの環境、地域環境に悪影響を及ぼします。

2015年に全面施行された空き家対策特別措置法により、倒壊のおそれがある空き家を自治体が特定空き家と認定をし、立入調査や除去命令、除去の代執行などが可能となりました。ただ、人口減少や高齢化によって空き家は急増しております。居住目的のない空き家は2018年の349万世帯から2030年には470万戸に増えるの見込まれています。危機意識が高い自治体は空き家対策として独自の施策を掲げ、ついの住みかとして転入される方や、子育ての施策が充実

しているからと若い世代が転入してくる自治体もあります。本市のこれまでの取組と課題をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 空き家対策については、少子高齢化や人口減少が進む中、全国的に空き家が増加し大きな社会問題となっております。本市では平成24年7月1日に牛久市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を施行し、生活環境の改善等の空き家対策を推進してまいりました。また、国においても平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、国・県・市町村が一体となって空き家対策に取り組むことが規定されております。

法律が施行された当時、本市では空き家の適正管理、利活用をそれぞれ別々の部署で対応しておりましたが、平成28年4月に都市計画課まちづくり推進室に業務を集約し、翌年4月には空き家対策に特化した専門部署としては茨城県内初となる空家対策課を建設部内に新設し、空き家への様々な対応、取組を実施しております。

本市では国の法律に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために、法律第6条に規定する「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法律第7条に規定する「牛久市空家等対策協議会」を平成28年9月に設置し、牛久市の空き家対策の骨格をなす「牛久市空家等対策計画」を平成29年8月に第1次計画、令和4年2月に第2次計画を策定し、空き家対策に取り組んでまいりました。

主な取組内容としては、大きく3つございます。

まず、1つ目の「空家等の発生予防と抑制」対策としては、市内空き家の実態把握及び所有者・市民等への意識啓発等として、平成29年度から毎年度実施している水道閉栓情報を基にした市内空き家実態調査や、平成31年度から固定資産税納税通知書への空き家啓発チラシの同封、空き家問題に精通した専門団体と連携した無料相談会などを行ってきました。

2つ目の「空家等の有効活用」策として、平成29年9月に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結しまして、「空家バンク」の運用を開始しております。令和2年10月には新たに空き地も対象に加え、「空家・空地バンク」として運用を開始しました。空家・空地バンクの実績といたしましては、令和5年1月末日現在、これまでに131件の物件登録があり、65件の売買が成約されております。

また、寄附を受けた空き家を国庫補助金である空き家対策総合支援事業を活用しまして、「住井すゑ文学館」を整備・開館いたしました。

3つ目の「管理不全空家等の解消」対策としましては、管理不全空き家の所有者等に対し、条例に基づく繰り返しの通知、職員による自宅訪問を通して空き家管理の必要性をお伝えしまして、改善を促してきました。さらに、著しく危険性がある物件や近隣の生活環境を著しく脅かしている管理不全空き家15物件を特定空家等に認定して、国の法律に基づく助言・指導などの行政指導を行った結果、所有者等自身による解体を実施した6物件と、所有者等不存在であったため市が略式代執行による解体を実施した3物件の合計9物件が改善され、残り6物件となっております。この6物件の中にも一部改善されたものもあることなど、引き続き所有者等への空き家等管

理の必要性を促し、所有者等自身による改善に導いてまいりたいと考えております。

課題や今後の取組としましては、全国的な人口減少の中、多くの人が牛久に住んでよかったと実感していただけるような住環境等の維持・整備が欠かせません。そのため、空き家の管理や流通を促進するための支援策の必要性は認識しております。また、管理不全空き家に対して支援策を講じることにより、所有者等による空き家の改善がより積極的に進められる可能性も増えることと考えております。

空き家への支援策につきましては、これまでも一般質問で答弁しておりますが、公的資金を投入することがどうなのか慎重に考えており、支援策の内容については近隣市町村の実例等を踏まえながら本市に適した支援策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、現在ニュースや新聞等で盛んに取り上げられている空家等対策の推進に関する特別措置法の改正等についてですが、改正内容としては報道等のとおり、まず、空き家の活用を重点的に進める「促進区域」を市町村が設定し、用途規制を緩和する特例措置が創設されます。これにより、例えば良好な住環境を確保するため用途が厳しく規制されている第1種低層住宅専用地域で空き家をカフェや宿泊施設への転用を特例で認めることが可能になるかもしれません。

また、現行でも倒壊等のおそれがある特定空家等に対して、助言・指導、勧告、命令を経て代執行を実施できますが、倒壊損壊の度合いが高く緊急性があるときは、一部手続を省いて撤去ができるようになります。

さらに、特定空家になると、助言・指導を経て勧告に至ると固定資産税小規模住宅特例措置の優遇制度の減額がなくなり、所有者等への税額負担を強いることで空き家等の管理を促す現行制度がございます。この制度についても、今回の改正では、特定空家に至らないが管理不全の状態となっている空き家に対して、固定資産税の優遇措置の対象から除外することを規定するということでございます。

基準等の詳細につきましては、今後、指針等で定められるようですが、現時点においては国・県等から情報がないため、今後動向等を注視してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。

答弁時間の残りが少なくなっておりますので、御留意ください。

秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいま部長のほうから御答弁を頂戴いたしまして、数々の施策に取り組まれたことに対しては評価をさせていただきます。

それでは、平成29年度からの空き家実態調査の件数をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 年度ごとに違いはございますけれども、水道閉栓情報から戸建住宅分として、平成29年度から6年間、約3,400件の現地調査を実施しております。その現地調査の中から、職員自ら外観を直接目視調査などを行いまして、空き家であろうと思われ判断した物件870件について所有者アンケートを実施してございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 空き家問題は全国の自治体が抱える大きな問題であり、これまでも同僚議員が何度も実例を挙げ、執行部にも質問をしてきた事案でございます。近隣市町村ばかりに目を向けるのではなく、全国では斬新的な施策を取り入れ、空き家対策に取り組み、結果を出している自治体もあります。ぜひともしっかりとそのような調査をしていただきながら、スピード感を持って取り組んでいただきたいと存じます。

答弁時間が少なくなりましたが、最後に、今後の市政運営について最も大事なことをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 時間がないようなので、答弁書4枚あるんですが、4枚をちょっと読める状況でございませんで、私としては、市政運営について何が一番大切かということを皆さんに申し上げたい。

私は、市の利益です、市民の生命、財産の利益であったり、あと環境の牛久市の利するものを私は目指しております。

また、いろいろと諸問題がございます。今、私たちがいろんな取り組むことについてはベストではないかもしれませんが。恐らく、私たち為政者としてまたいろんなことをしていても、施策にしても、いろんな事業にしても、まずベストなものは私はないと思います。いろんなことで御意見いただき、予算もあれば環境もある、場所などもございます。ただその中で私たちは与えられたものに最善の努力をすると、これが私たち、私もそうですが、職員もそうでございます。そのような中で私もこれまで行政運営してまいりました。そのような形が為政者として一番大切なかなと私は思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 市長から御答弁を頂戴いたしまして、市長の任期も9月でまた改選になるということです。あと6か月、市民と向き合い、そして市民のためにまたいろいろな施策を展開していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

市役所は、1990年代以降、地方分権改革に対応した組織となることが求められる一方で、地方行革を進める観点から、公的部門に民間的経営手法の導入を図るNPM改革も同時に進めてまいりました。それから半世紀を経た現在、20年後の2070年を展望した場合、少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の人口がピークになり、生産年齢人口は2015年で61.0%、2040年には53.5%まで減少し、以降、労働人口が激減して労働力不足が深刻になるだけでなく、年金や医療費などの社会保障も増大することが予想されています。

そして、市役所には2040年に向けた新しい市役所像が求められています。それは優れたトップマネジメントの下に職員がICT、そしてAIを使いこなしながら、住民ニーズに対応した行政を効果的・効率的に執行するとともに、公的サービスの維持や地域の活性化のためにデジタ

ル社会のツールも活用しながら、地域の住民、民間団体等との協働や、ほかの自治体等との連携を効果的・効率的に進めている市役所の姿であると思います。

これからの若き人材に期待を寄せ、3期12年に及ぶ議員生活最後の一般質問を終了いたします。数々の要望にお答えいただいた職員の皆様には本当に感謝をしております。改めて、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、3番秋山 泉議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時40分といたします。

午後0時22分休憩

午後1時40分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 改めまして、皆さん、こんにちは。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして、今任期中最後の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、「東部地域の高齢者の移動の足の確保」について質問をいたします。

御承知のように、本市では65歳以上の高齢者の割合がおよそ30%であり、とりわけ75歳以上の市民は令和5年2月1日現在で1万3,396人と、全人口の15.9%を占めておりますが、近年、運転免許証を返上する高齢者が増加の一途をたどっております。それゆえ、運転免許証を返上した高齢者にとっては、日常生活上の移動の足をいかに確保するのかが大きな課題であることは論をまたないところでありますが、特にこの問題はコミュニティバスかっぱ号の走行をしていない東部地域において顕著であります。

すなわち、当該地域においては、令和4年3月末日までは、地域住民の通院や買物のための移動の足として、地元のNPO法人による送迎サービスが10年以上にわたって運営され、地域住民に極めて好評であったと聞き及んでおりますが、令和2年10月1日よりうしタクのサービスが開始されたことに伴い、当該NPO法人による移送サービス事業が廃業せざるを得なくなったことに加えて、新たに移送サービス事業を開始したうしタクのサービス体制が、かつてのNPO法人による移送サービス体制との比較で不十分であるなどの声が多く聞かれることから、当該地域においては依然として高齢者の日常生活上の移動の足の確保が課題であると認識をいたしております。

ところで、日常生活に必要な買物のサポート体制として移動販売という制度があり、本市の東部地域においても、民間の非営利団体等による地域の巡回販売が実施された経緯がありますが、移動販売は車両によるものであり、商品の種類や数が限定されているだけではなく、購入を希望する商品が売り切れになってしまうなど、顧客のニーズに十分に 대응することができない体制であ

ると存じます。

そこで、東部地域の高齢者の日常生活に必要な買物のための移動の足を確保する一環として、本市の例えば社会福祉協議会等が曜日や地域及び乗降場所などを定めて、乗合形式の移送サービスの実施を検討してはいかがでしょうか。具体的には、毎週２回から３回程度、複数の行政区の高齢者に地域の集会所や公会堂に集合時間を決めて集まってもらい、市街地のスーパーマーケットを社協等が準備した乗合のワゴン車等で往復するというものであり、これが実現されれば高齢者の日常生活に大いに有意義であると確信をいたしますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 高齢者の日常生活上の移動の足をどのように確保するかという課題については、生活の質の向上といった観点からも重要な問題であると認識しております。

現在のうしタクのほか、乗合形式による移送サービスの実施を検討してはどうかとの御質問ですが、とりわけ買物支援という視点からですと、それぞれによさがあると思われます。ドア・ツー・ドアであるうしタクは自宅前で発着することから、移送サービスの乗降場となる集会所等との移動が困難な場合や、比較的大きな買物をした場合でも安心です。一方、乗合形式による移送サービスは、車両の大きさや利用人数にもよりますが、運賃が安価になることや、現状では感染症の影響はありますが、車内において利用者さん同士のコミュニケーションが図られることも期待されます。

実施に際しては、法令による制限、移動先店舗の公平性の確保、担い手の問題、地域での需要など、数多くの課題があります。市といたしましては、高齢者に特化したサービスとしてだけでなく、市全体の公共交通の在り方という視点も織り交ぜながら検討すべきと認識しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○１９番 石原幸雄 議員 今、次長のほうから検討をするというお話がございましたが、どこをどのように検討するのか、具体的にお答えください。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 高齢者に特化したサービスというところだけではなく、子供も大人も高齢者も、市全体の公共交通の在り方という視点も織り交ぜながら検討すべきということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○１９番 石原幸雄 議員 今、私が申し上げたように、東部地域では高齢者の割合がかなり多くなってきております。そのところはどのようなふうに考えればいいんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 ただいま御指摘がありましたように、東部地区の高齢者の高齢化率

は、ほかの地域と比べて非常に多くなっているのは認識しております。また、買物の環境ということに関しても、それぞれの買物できるところについて距離があるということで、高齢者に対してやらなければいけないサービスというところは認識しておりますが、全体のやはり高齢者だけではなく、高齢者以外にも買物に困っている方等はいらっしゃると思いますので、それらの方々も含めた公共交通の在り方という形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、部長ね、高齢者も含めた地域住民全体の公共交通の在り方というものを今後具体的に検討していただけると、当然その中には買物支援も含んでいるというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 そういった部分全てを含めた形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、検討というのはいつまでに検討するんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 本年度におくの地区社会福祉協議会でアンケートを実施しております。日常生活に不自由なところはどこかというところを現在分析中というふうに聞いておりますので、そちらの分析の内容の結果を待って、それで検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 分析していただくのは非常に結構なんですが、そうすると、今の答弁を推測すると、次年度中には何らかの検討に入るというふうな理解でよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 分析のほうが終了いたしましたら、次年度中にはそういった全ての公共交通の在り方という視点で考えてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、当然に買物支援も含むというふうな理解で、くどいようですがよろしいんですね。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 買物支援につきましても、現在、買物支援協議会のほうで移動販売というのを実施しておりまして、そちらについても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いやいや、部長、買物支援の中には移動販売というのはいろいろ問題があるので、私が言うようなものを、要するに送迎形式でのものというふうな私は言い方をしているんですけども、そういうことを検討していただけるというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 移動販売ではなくて、移動形式の買物支援という考え方で検討してまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 部長から大変重要な明確な答弁がなされましたので、それでは次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、「市街化区域の拡大」について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、都市計画区域は、原則として建築や開発を推進する市街化区域と、建築や開発を抑制する市街化調整区域とに大別されますが、いずれについても10年ごとを目安に改定される都市計画マスタープランに記載されております。

一方、市街化区域は、13の用途地域に分類されますが、本市の場合は、第1種低層住居専用地域が約468ヘクタール、第2種低層住居専用地域が約36ヘクタール、第1種中高層住居専用地域が約101ヘクタール、第2種中高層住居専用地域が約66ヘクタール、第1種住居地域が約153ヘクタール、第2種住居地域が約59ヘクタール、準住居地域が約85ヘクタール、田園住居地域がゼロヘクタール、近隣商業地域が約32ヘクタール、商業地域が約38ヘクタール、準工業地域が約31ヘクタール、工業地域が約14ヘクタール、工業専用地域が約124ヘクタールであり、用途地域の面積の合計は現在およそ1,200ヘクタールと認識をいたしております。

ところで、市街化区域を構成する13の用途地域地区については、どのような地域地区をどの地域に定めるのかによって、当該自治体のまちづくりの方向性が大きく左右されるという意味で、市街化区域の指定や拡大は極めて肝要であると存じますが、令和2年度末に改定された本市の都市計画マスタープランを詳細にチェックしてみると、新たに市街化区域の設定が予想される地域地区が記載されております。そこで、率直に質問をいたします。本市では今後どのような用途地域地区の設定による市街化区域の拡大を考えているのか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 牛久市都市計画マスタープランには、市街化区域検討ゾーンとして、住居系では北部地域の東端穴地区・東大和田地区、工業系ではつくば牛久インターチェンジ周辺地区を位置づけ、将来の市街化区域編入も視野に入れながら整備を検討することを記載しております。

現在、牛久市では、継続するひたち野うしく駅周辺の住宅需要の高まりによる宅地供給やスプロール現象を阻止することを目的として、令和6年度を目標にひたち野うしく中学校を含む東端穴地区約16ヘクタールの市街化区域編入を行うため、国・茨城県との協議を進めております。また、市街化区域編入後にひたち野うしく中学校の北側約10.6ヘクタールにおいては組合施

行の土地区画整理事業を計画しております。

当該地区の想定用途地域といたしましては、市街化区域編入及び土地区画整理事業の目的でもある宅地供給に対応する住宅系の用途地域の設定を予定しております。

その他の区域につきましては、現在、市街化区域編入の予定はございませんが、市街化区域編入を行う際には、開発の目的に合った用途地域の設定を行ってまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 言わずもがなのことなんですが、やはり再開発とか、いわゆる区画整理事業というのは、その自治体の活力がどのくらいあるかということを示すバロメーターであって、当然のことながら人口増につながったり、その自治体の魅力度をアップすることにもつながってくると私は考えています。

そこで、市長ね、改めてお尋ねをしたいんですが、例えば地域地区の地権者、そういう方々から市街地の拡大に向けた土地利用構想、そういうものが示されたり要望が出された場合、本市としてはそれを前向きに捉える考えはあるのかどうか。明確にお答えをいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 東端穴地区においても、私が就任してから手をかけまして、それでも県の協議として3年かかりました。その協議内容としましては、牛久全体で比べたときは、まだ住宅の供給があるというような話、でも僕は違う。この地域にはもう需要があるのにならぬということ、全体を考えなくてもっと牛久の現状を知ってほしいということで、それは3年かかりました。それでやっとこのようなことで、ひたち野うしく地区が県から許可いただきましたけれども、でも、いろんな皆さんの御意見があって、半年、1年ちょっと遅れましたけれども、でも今順調に進めております。

ただ、今までそういうことを私たちはやっていましたが、これから私は、こうしてくれ、こうしてくれということは、私たちもいろんなまちづくりについてはプランを持っています。ですから、それをただやっていただくのではなく、いかにして県のほうのそういうものに、動かし得るそういうものをしっかりと持ったプランを持っていけないと、様々な計画は県のほうで駄目なのかなという話をしています。ただ、私たちは、この牛久に利する地域の開発というのは、これは私たち牛久でしか分からないこともあります。ですから、そういうものをしっかりと持って、そして県、そしてその上の国なりにもしっかりと行くことは、私たちの大きなこの牛久のまちをつくる中では大切と私は感じております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、市長ね、地域住民の要望なり申入れがしっかりしたものであって、十分に検討に値するものであるというようなものが出された場合は、牛久市としても市街地の拡大に向けた取組というものについては前向きに捉えてもらえるというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は全ての市民の要求でその地域がどうなるかということ、ちょっと私は自

信がありません。というのは、やっぱりいろいろ国の方針、いろいろな県の方針もございましょう。その中でどのようにそういう地域を私たちが説得するか、これは大きな問題でございまして、全ての御意見に沿うわけには私は現状ではいけないと思っています。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この議論はこれ以上押しても、ちょっとあまりいい方向には進まないというふうに自分なりに思ってしまったんですけども、いずれにしても土地利用構想や区画整理事業、再開発、そういうものというのは、その自治体の活力度を示すバロメーターである。それが、先ほど申し上げたように人口増にもつながるし、魅力度のアップにもつながっていくということを強く申し上げて、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第3点目といたしまして、「公共工事の発注に関わる地場産業の育成」について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、自治体には公共工事の発注を通じて地場産業を育成する使命があり、私はこれまでもこの問題を一般質問で取り上げてきた経緯がありますが、今回は、この問題をめぐって私にある声が寄せられましたので、少し角度を変えて考えてみたいと存じます。その声によれば、一つの公共工事を受注した業者が、当該工事の施工を完了していないにもかかわらず、続いて発注された別の公共工事を受注しているが、公共工事の発注に際して、このような業者の選定の仕方は地場産業の育成の観点から考えていかなものか、疑問を感じるというものであります。

ところで、建設業法によれば、一つの工事現場には必ず現場代理人が1人は常駐していなければならないとの規定がありますが、これを踏まえれば、公共工事の発注に関わる業者の選定に際しては、業者の有する現場代理人の人数や受注済みの工事の完了の有無などについてしっかりと留意すべきであり、それらに留意することにより、特定の業者に偏ることなく、なるべく多くの業者に受注の機会を与えることが極めて肝要であり、そのことが地場産業の育成に寄与すると判断をいたします。

そこで、改めて質問をいたします。公共工事の発注に関わる地場産業の育成については、どのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 牛久市の公共工事の契約につきましては、設計金額130万円未満の工事は随意契約、設計金額130万円以上4,000万円未満は指名競争入札で、設計金額4,000万円以上につきましては基本的に一般競争入札で執り行っております。

また、指名競争入札における業者の選定につきましては、設計金額130万円未満の工事については事業担当課長が、設計金額130万円以上4,000万円未満の工事にあつては契約検査課長がそれぞれ推薦を行っているところであります。

指名業者を推薦するに当たりましては、地場産業育成の観点から市内業者を優先としまして、手持ち契約の状況、契約実績及び履行実績、地理的条件や技術的適正並びに議員の御質問にもありましたように現場代理人の人数や受注工事の完了の有無など、技術者の状況等を考慮した上で、

発注標準金額に応じた格付等級、指名業者数で選定をしております。

今後も最も価値の高い調達を実現するために、「公正な価格」、「品質の確保」、「不正行為の防止」といった競争性によって担保された基本的事項を厳守するとともに、地場産業の育成にも寄与すべく、適正な予定価格や工期の設定、発注の平準化等によりまして、多くの業者が発注機会を得られるように努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 ただいま総務部長のほうからるる御答弁がありましたが、もう一度確認の意味でお尋ねをいたします。一つの工事を業者が受注した場合、その工事が完成しないうちは、次の工事の指名業者の中には入ってこないような方向での地場産業の育成を考えていただけるというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現場代理人がその業者によって、例えば現場代理人、あるいは主任技術者とか監理技術者等がありますけれども、そういった人数の登録がその業者の中でその人数を超えることがなければ、複数の受注、それも可ということで判断をしておりますので、その業者が現場代理人の人数に応じた工事の受注をしているかどうかをきちんと確認をした上で、発注を公正・公平に業者の選定は行っていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 これ、副市長ね、たしか副市長は選定委員会の委員長であるというふうに私、認識しているんですけども、今私が申し上げたことについてはどのようにお考えですか。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 お答えいたします。

指名に当たりましてはそれぞれ、総務部長も答えたとおり、決まりがあります。その決まりを遵守した上で、例えばその会社が2つ、3つ、4つの工事を受注する能力があれば、それはダブルで指名しても問題はないというふうに捉えております。ただ、地場産業育成という観点からすれば、指名業者数という数がありますので、受注した業者以外の方でその数を満たすことができるような場合があれば、そういった市の工事を受注しているので、そのほかの業者を指名してやるということも考えられますし、それが絶対ということではありませんけれども、とにかく規定は守った上で指名はしていく、そこは遵守していきたいというふうに考えております。地場産業も同時に振興が図られれば、そのような業者の選定ということをしていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 業者選定につきましては、私は市民の皆さん、業者の皆さん、そういう受注ができる機会を多くすることを目的とした指名を行ってまいりました。牛久ではかつて指名業者

に対する裁判を行い、牛久市が負けました。そして、以前には、特定業者が多くなってしまうということで、ある企業さんはもう公共事業ではなくて一般事業を多くしようということで、そちらにシフトした事業も私は聞いております。そういう状況において、牛久で非常にそういう指名、例えば親になるとか、子供でもそういう業者が育っていないというのはこれは現状でございます、やはりそういうことを積み重ねて、牛久にそういう指名で入れるような業者が少ない。本当に近隣からすると、牛久が一番少のうございます。ですから、そういう育成というのはちょっと遅れたのがあるのかな。ただ、特定の業者ににならないように、そして多くの機会があるようにということは、これは最大限の公共的な仕事だと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、市長、副市長から答弁をいただきましたが、いずれにしても、工事事業者というのは大概の場合、法人格を持った法人市民であります。きちんと納税もされているものと思います。そういう意味で、公平な偏りのない発注を通じた地場産業の育成ということが極めて大事であり、今後ともその姿勢は貫いていただけるものと大いに期待をいたしまして、次の質問に移ってまいります。

次に、第4点目といたしまして、「市民農園の利用者に対する助成制度の創設」について質問をいたします。

御承知のように、本市には現在9か所の市民農園があり、多くの市民、とりわけ中高年の利用が顕著であると認識をいたしておりますが、市民農園については、ある利用者から私に次のような声が寄せられております。すなわち、その市民農園では農作業用具の収納場所や農作業用の井戸及び利用者の休憩場所が老朽化しており、それらを改善するために本市に対応を要望したところ、当該市民農園は当初は本市の管理下にあったが、現在は市民に移管されているとの理由から、前向きな回答をいただけなかったとの内容であります。

一方、今や人生100年時代と言われておりますが、平成22年に実施された国勢調査によれば、本市の男女の平均寿命は、県内44市町村中、男性が80.4歳で1位、女性が86歳で13位、平成27年の国勢調査では、男性が84歳で前回に続いて1位、女性が87歳で一気に3位になるなど、多くの市民が健康の維持に努めているものと存じます。ちなみに、令和2年にも国勢調査が実施され、その際のデータは間もなく公表されると聞き及んでおりますが、本市の市民の平均寿命がどのくらいで何位となるのか心待ちにいたしております。

ところで、市民農園で農作業に従事することも立派な健康の増進法の一つであり、その意味で、健康づくりの観点から何らかの助成がなされてもしかるべきであると判断をいたします。そこで、この点を踏まえ、市民農園の利用者に対する助成制度の創設、これを検討すべきと考えるのでありますが、本件についてはどのようにお考えでしょうか。質問をいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 社会情勢等の変化により生活環境も大きく変わっている中、市民が健康づくりに取り組み、疾病予防に努めることは重要なことと考えております。

うしく健康プラン21（第3次）中の「健康な生活」では「体を鍛え楽しく運動、日常でのからだの動きを増やしましょう」とあります。まさに、市民農園で行う定期的な農作業は、全身を動かし健康増進の一助となっていると言えます。

市では、農業者以外の方が野菜または花卉などを栽培することを通して、自然に触れ合うとともに農業に対する理解を深めることを目的として、平成17年に元気農園を開設し、現在は9農園（341区画）が管理団体により運営されております。各農園とも人気が高く、空きが出てもすぐに次の利用者が決まってしまうというような状況が続いておりましたが、ここ一、二年は利用者が高齢化するなどの理由で空きが出てきている農園もありますが、一方で若い世代の利用者も増えてきており、徐々にではありますが世代交代の動きが見られる状況です。

御質問をいただきました農園につきましては、市が市民農園として開設する以前から井戸が掘られており、農作業に必要な水を利用することができるようになってはおりますが、ほかの8つの農園には井戸の設置はなく、利用者が各自ポリタンクなどに水を持参し利用しております。

また、休憩所につきましても、過去の利用者が自作し利用継続してきたものであり、市が設置したものではございません。さらに、農機具の収納場所につきましても、利用料の一部を使い共同設置をしている農園もありますが、全ての農園に収納場所があるわけではなく、共同利用する設備や備品などの整備につきましては、必要に応じて各農園の利用料の中でやりくりをいただいているような状況でございます。

元気農園は余暇を楽しみ、生きがいを見いだす場であり、販売を目的とせず個人の趣味の一つという認識から、助成制度の創設は考えておりませんが、これからも継続してたくさんの利用者の方が土に触れ合うことで「農業・食・健康」に興味を持つきっかけとなってくれることを期待しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、次長のほうから答弁をいただきましたが、そうすると、牛久市は市民農園に対しては何も助成する考えは全くないというふうに、今後ともそれはないというふうに理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 助成をする考えはございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 私、この質問をする前に、いろいろ過去のデータ、当然牛久市以外の自治体でもいろいろ市民農園というものをやっているところがあって、現在はそれがなくなっているところもあるんですけども、一時的には助成制度というものがあったというふうな自治体もございました。そういう例も調べて検討をするというふうなお考えもございませんか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 今実際、全て9つの農園とも助成はしておりませ

ん。先ほどといいますか、議員から御質問のあった農園につきまして要望が出ているということなんですけれども、残り 8 つの農園からは要望は出ておりませんで、その利用料を集めていただいてその中でやりくりをしていただいているという状況でありますので、助成ということは全く考えてはいないんですけれども、今議員からありましたほかの自治体の事例ということで、研究というか、その調査をするということは可能だとは思いますが、助成につきましては考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、次長ね、くどうようなんですけれども、もう 1 回聞きます。では、8 つの残りの農園から、利用者から要望が出た場合はどうされるんですか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 要望が出た場合でありまして、先ほど当初の答弁で申し上げましたとおり、その利用料の中からやりくりをしていただきたいと思いますので、助成のほうは考えておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 牛久市の姿勢がよく分かりましたので、これ以上この質問を続けても平行線だと思いますので、最後の質問に移ってまいります。

最後に、第 5 点目といたしまして、「職員の綱紀粛正」について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、首長や議員などの特別職を含む全ての公務員には高い倫理観や規律の遵守が求められており、その意味で常に緊張感を持って職務を行うことが極めて肝要であると存じます。しかしながら、昨年末、職務怠慢の結果と思われる不祥事が発生いたしました。すなわち、新型コロナウイルスの大規模接種会場において、ワクチン接種を希望するある市民について、本来であれば接種すべきワクチンのブースに案内すべきところを、接種すべきではないワクチンのブースに案内してしまい、その結果、誤ったワクチンが注射されたという事案であります。

ところで、職務怠慢と思われる行為をめぐって、先般、私にある市民から次のような手紙が届けられました。その内容を一言で言えば、教育委員会が所管する就学援助金について振込先の誤りがあり、手紙の差出人が大いに困惑をしたという事案であります。ちなみに、就学援助金とは、学校教育法第 19 条において、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与える義務があるとされているものであります。今回の事案は、この就学援助金の振込について、児童の親権を有する保護者に振り込むべきところを、本市の職員が誤って元の配偶者の口座に入金をしてしまった結果、児童の親権を有する保護者が大いに困惑をしたという不祥事であります。

そこで、今回の不祥事について 4 項目の質問をいたします。1、就学援助金の振込の誤りの件数は本事案だけであるのか、それともほかにもあったのか。お答えをいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 今年度1回目の就学援助費の支払いを行うに当たりまして、口座データを一から手入力していた作業を省力化するため、事務担当者が就学援助支給対象者と給食費の引き落とし口座のデータを連結した後に、給食費口座でない口座を受取口座に指定していた方について修正を行うべきところ、一部修正を誤り給食費の口座へ送金したものでございます。

まず、誤りの件数でございますが、親権を有する保護者ではない元の配偶者等に振り込んでしまった件数として2件ほど、それから、同じ親権をお持ちになっている御家族の中で10件、合わせて12件ございました。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いや、驚きました。12件ですか。これは普通ではありませんよ。12件、どうしてこれを公表されなかったんですかね。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 本件につきましては、もともと児童生徒の給食費として登録していた口座に振り込んだものですから、基本的に個人情報が出たという認識はなかったものですから、また、12件全件回りまして、直接対面もしくはお電話にて御理解をいただきましたので、こういった形を取らせていただきました。御迷惑をおかけした保護者の皆様にはおわび申し上げます。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 件数からいって12件ですよ。それ公表しないで、ある意味あまり使いたくない言葉ですけども、隠蔽したとしか思えないんですけども、なぜそういうことをされたんですかね。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ただいま川真田次長のほうから申し上げましたとおり、私たちの中には隠蔽をしたという認識はありませんでした。確かに12件の誤りがあったということに対しての深い反省はあるんですが、決して隠蔽をしたという認識はなく、同じ保護者の下に送られたという認識、個人情報の流出はなかったという認識があったことは事実でございます。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 隠蔽したという認識がないといっても、これは次の質問と関連をすることなんですけれども、なぜ、少なくともそうしたら公表はしなかったんですか。そのところですよ、大事なポイントは。これに関して、本事案が発生した際、市長、副市長、教育長、いわゆる市の三役についてこういう事案が発生したという報告はされたんですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 上司への報告は行っております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この際ですから確認します。市長、報告を受けましたか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私は常々言っております。故意でない事故、それから様々な事故がございます。それについては、こんなことを言ってしまうと失礼かもしれないけれども、時間が過ぎた以降ではその対応が一番大切ではないかと、私はいつも常々しています。丁寧に、そして誠意を込めた対応が私は重要であるということでやっております。ですから、皆さん、後で各家庭に回って、当事者に会ってやっております。私は稲広の管理者もやっていますので、事案がまた400名近くいるので、多うございます。とにかく報告は早く、そして対応は素早くということでやっておりますので、あと職員にも通じたのかなと思って、できたのかと思いますけれども、とにかくこういう事故というのは、故意ではなくてただ事故では、やはりその後の対応が一番重要であるということを私は常々職員には話をしております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 市長の政治姿勢とかスタンスというのは今の答弁で分かったんですが、私がお聞きしたかったのは、市長ね、この事案が発生した報告を市長はきちんと受けられましたかどうかということです。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 そういふことの事案というのは、私は小さなことでも報告するようには職員に言っております。ですから、そういう事のてんまつはしっかりとやるよということを常々指示しております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いや、市長、そうではなくて、報告は受けられましたかということです。職員からきちんとこういう事案が発生してしまいました、市長さん、ということで報告があったんでしょうか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私はそういういろんな誤送にしても、この前もたしか福祉のほうでも1件あったと思いますけれども、それも受けておりまして、私は起きた理由を認識しています。ただ、いろんなございますので、私はその後のことについてのしっかりするような指示だけはしております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 受けたというふうに理解をします。

副市長はどうですか。報告をきちんと受けましたか。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 受けております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 同じことを教育長に聞きます。いかがですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 受けております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 なぜこういうことを聞くかということ、きちんとまず内部で情報共有ができたのかどうかということを知りたいわけですよ。これね、議会にも報告はなかったというふうに私、記憶をしています。

そのことを申し上げたいんですけれども、3番目の質問としてね、これになぞらえるわけではないんですけれども、教育委員会においてはこのような事案以外の不祥事、こういうものを抱えていないのかどうか。いかがですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 本事案以外の不祥事は抱えておりません。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、部長答弁ありましたが、教育長、それで間違いないですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 間違いないと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それではね、今までの答弁を踏まえさせていただいて、もう一つお聞きしたいと思います。綱紀肅正の問題です。それでは、こういう事案の発生を受けて、今後の綱紀肅正についてはどのようにお考えなのでしょうか。答弁を求めます。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 業務の適正な執行に向けて、ミス発生の原因と発生した際の影響の大きさを職員全員が十分に認識し、緊張感を持って職務に当たるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 当然それはそういうことになるんですが、強く申し上げたいのは、先ほど隠蔽しているつもりはないと部長は答弁されましたけれども、こういう不祥事が発生した場合は、1件でも発生した場合ですよ。ちゃんと執行部はもちろんのこと議会にも報告をする、マスコミにも公表をする、そうすることが、そういう姿勢が綱紀肅正につながるんじゃないんですか。どうなんでしょう。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まさに議員おっしゃるとおり、きちんとした公表、情報公開といいますか、きちんとした公表ということは大切だと思います。今後、この件を確認しながら対応してまいります。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、再度確認します。部長、教育長、今度こういう事案が発生した場合、間違いなく情報公開はするというふうに約束していただけますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 積極的に情報を公開していきたいと思います。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今回の答弁が遵守されることを大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、19番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時45分といたします。

午後2時33分休憩

午後2時45分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 無会派の柳井哲也でございます。

大きく2つの通告に従いまして、2つの課題について質問をしたいと思っております。

皆さんね、気合入れて質問しておりましたので、私も一生懸命やってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1番目、中心市街地の活性化ということで、エスカード牛久ビル空洞化の課題がなかなか進まず、心配しておる市民も多くおられます。そういうことで、エスカード牛久ビル4階の権利関係の進捗状況について質問しようと思っております。

エスカードの床の交換につきましては、以前から議会でも質疑がなされるなど関心が高く、重要な課題の一つではないかと思いますが、その後の進捗はどうなっているのか。契約交渉事であり、全てをお話しできないかもしれませんが、現在の状況をお聞きます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 エスカード牛久ビル1階の床と4階床の交換につきましては、牛久市から牛久都市開発株式会社に対し、交換協議の申入れを行っており、権利者側の取りまとめは同社が中心となって進めている状況です。

これまで令和3年2月の共有者協議会において合意をいただき、各権利者と交換契約手続を進めておりましたが、現時点において、いまだ権利者全員の方から交換の同意をいただけない状況であります。牛久都市開発株式会社では、既に同社が契約する弁護士との協議を行い、床交換契約成立に向け、継続して対応を進めている状況となります。

1名の方が間もなく同意してくれる話を私は報告で受けています。あと残る方は随時、今月上旬に会社に赴いて説明することを聞いております。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 大分時間はかかっていますが、しっかりと努力しているということが答弁ございました。少し安心しております。引き続き、頑張ってくださいと思います。

次の質問に移ります。空きスペースの新たな提案と確認ということで、これまで美術の展示場とか、子供たちの勉強室とか、子供から高齢者に至るまで楽しむことのできる市民の交流拠点に

したいとの提案が示されておりました。これらに加えて、新たな提案として、市内の子供たちがいつ行っても楽しむことができる English Talking Room の設置ということであります。子供たちが遊びの中で英語に触れられる機会を提供、英会話を遊び感覚で触れられる場、そういうものを国際交流協会の協力を得るなどして、市が安全安心を確保した上で考えてはどうかということでもあります。子供たちがたくさん集まってくる魅力あるエスカードをつくるためにも必要と考えます。いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 現在、牛久市国際交流協会都市交流部会では、外国人講師などによる外国文化を通じて国際理解を深めていただくことを目的として、国際理解教育講座を年に4回程度開催しております。

この講座は、年齢を問わず市国際交流協会の会員が対象で、市内小中学校や高校の児童生徒も参加しており、参加者と講師が英語でやり取りをする機会が多くあります。令和4年度は全4回のうち外国人を講師とした3回の講座に60人の参加があり、外国語に触れる機会を持てて有意義だったなどの声が寄せられております。

議員御質問のエスカード牛久ビル空きスペースを活用する新たな提案として、市と国際交流協会が主体となった市内の子供たちがいつ行っても楽しむことができるEnglish Talking Roomの設置についてですが、既に外国語や外国の文化に触れ合うことを目的として国際理解教育講座を実施しております。

国際理解教育講座については、これまで中央生涯学習センターや保健センターなどを会場として実施してきましたが、今後は、参加者などからの要望があれば、エスカード牛久ビル会議室の活用も検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。市民の皆さんが気軽に行って楽しめる寄席やカルチャー教室、エアロビクスやハワイアンなどのダンスホール、美術品展示場などの設置であります。現在、中央生涯学習センターでは、生涯学習の様々な催しが開催されており、その催しへの参加者、観覧者などで多くの市民の方々が中央生涯学習センターを利用しています。これら中央生涯学習センターを利用されている方々が駅周辺にも分散することができれば、牛久駅周辺のいわゆる中心市街地の活性化にもつながるものと思います。特に、牛久市民の方々が気軽に楽しめるものとして、寄席やカルチャー教室などを牛久駅前にあるエスカード牛久ビルで催すことができれば、より多くの方が集まり、エスカードを利用し、活性化の大きな後押しにつながると思います。

先日、中央生涯学習センターの講座室を利用して寄席が行われていましたが、とても面白く、講座室がいっぱいになるほどの人気があります。これは特に複雑な舞台準備もなく、素人でも気軽に行うことができ、それを観覧する方々も気軽に見ることができ、とてもよいと感じました。寄席に限らずとも、より多くの市民が気軽に触れられる場がエスカードには必要ではないかと思

いますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 中心市街地に限らず、地域の活性化やまちづくりといったことを検討する際に、生涯学習の観点からのアプローチは重要な要素の一つであると考えております。

これまでも牛久市では中心市街地での生涯学習活動の活性化に取り組んでおり、その一環として、平成24年度にエスカード牛久ビルにおいてホールやスタジオの整備を行っております。

エスカードホールは、照明や音響にこだわった中規模のホールとしての整備を行い、エスカード牛久ビルへのテナント誘致を進める際にも、多くの企業を案内し、来場された方々から感嘆の声を頂戴しておりますが、昨年4月には、国庫補助金を活用し、エスカードホールに通信環境を備えた高輝度プロジェクターの設置を行っております。これは、インターネット回線を通してエスカードホール内でのイベントを外部に向けて発信することや、エスカードホール外でのイベントをエスカードホールで上演・上映することも可能となっており、これまでとは違った新たな利用も期待するところであります。

また、防音・音響設備を備えたスタジオや3つの講座室、和室においては、ダンス教室や詩吟・俳句の発表会等が開催されるなど、日々多くの方々から多岐にわたる御利用をいただいております。御質問にございました寄席につきましても、既に十分に開催可能な機能を備えております。

そして、これまで取り組んでまいりましたエスカード牛久ビルでの公共的利活用の計画では、既存のエスカード生涯学習センターとの関連性を深め、生涯学習機能のさらなる拡充を図るべく、市民の皆様が気軽に利用できる書架スペースや展示ギャラリー、多目的スタジオなどを備えた施設の設置を計画したものととなります。

この整備が実現すれば、単に既存のエスカード生涯学習センターの機能を補完するだけのものではなく、互いの施設の連動、さらにはエスカードとそのほかの施設をつないだ利用など、市民の皆様の活動の場としてさらなる広がりを持たせることが可能となり、エスカード牛久ビル内の活性化にとどまらず、中心市街地の活性化へとつながるものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 エスカードがもっともっと魅力のある場になるというような答弁がありました。すばらしいエスカードになるよう期待しております。

駅周辺、中心市街地の活性化の2番目の質問であります。牛久駅及びひたち野うしく駅前に空中広場の設置です。具体的には、牛久駅からエスカード牛久ビルへのペDESTリアンデッキと同じぐらいの高さの拡張による西口広場の増設であります。駅東口のほうでも問題はないんですが、2つの駅に空中広場を提案しますが、市の見解をお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久駅西口駅前広場につきましては、エスカード牛久ビルをはじめ、西口地区の活性化と利便性の向上を図るため、順次改修工事を行っているところでございます。

令和３年度には、バリアフリーを考慮した改修工事を実施しており、スモーズ横断歩道の整備や一般乗降場の増設、障害者の方でも駅を気軽に利用できるよう専用停車スペースを設置しました。

また、今年度は牛久駅西口ペデストリアンデッキの屋根の設置及び耐震補強工事が昨年１１月に完了し、現在は橋梁部の塗装工事を施工中であります。

また、令和４年４月からは、つくば市のコミュニティバス「つくバス」の西口駅前広場への乗り入れが開始されており、さらなる西口地区の活性化が期待されます。

議員御提案の空中広場、既存ペデストリアンデッキの拡張でございますが、牛久駅、ひたち野うしく駅ともに既存設備のさらなる補強や橋脚の新設等が必要となるため、今のところ予定はございません。御理解賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○１８番 柳井哲也 議員 大分ね、飛び抜けた質問をしてしまいましたが、近未来への提案ということで捉えていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。牛久駅周辺に立体駐車場の建設の提案です。エスカード牛久ビル空洞化という課題が解消された場合、駅周辺商店街のお客様など、交流人口の増加が見込まれることを考えますと、駐車場は必要ではないかと考えます。市の考えをお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 牛久駅周辺への立体駐車場の建設につきましては、駅周辺にはかっぱ口第１駐車場や、かっぱ口第２駐車場といった市営駐車場をはじめ、民間駐車場が多数存在していること、また、先ほど御答弁させていただきましたが、令和３年度より牛久駅西口駅前広場を再整備中であることから、現段階では駅前への立体駐車場の建設予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も当時、市長就任のとき一つの公約でございまして、西口の立体駐車場でございました。当時の金で約、３階建てで４億円というふうなお金がかかるということを知りました。これはちょっと無理なのかなと思ひまして、今でしたら５億円ぐらいかかってしまうのかなということで、エスカードを利用するときどうしようかという話で、民間の土地を借りて民間の駐車場に止めた方は、何百円かはエスカードでお金を払うというようなことも考えたりしております。

でも、これから本当にエスカードビル、もっともっとまちの中の活性化になれば、これは私はいろんな駅前を見ているんですけども、やっぱり駅前に駐車場があるということは駅に人を呼ぶ、この地域の活性化になるということも、これはこれから選択肢にも僕は入るのかなというようなことであります。それだけの予算がどのくらいちょっとかかるか分かりませんが、でも、私は選択していないとは完全に言い切れない部分がございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、4番目の質問に移ります。牛久シャトーの経営刷新についてという質問であります。市内の皆さんに愛される店づくりになっているかどうかということについての質問なんです、観光施設はその地域外から多くの人に来てもらうということは大変重要なことでありますが、その地域の方々に愛される施設であるということもとても必要なことであると考えます。これは牛久シャトーも例外ではありませんが、一方で牛久シャトーは市民に愛される施設となっているのかという点では、まだ不十分な点も多くあるのではないかと思います。地域の方々に受ける施設となるため、例えば地元の野菜を使った料理を出すなど、地域の方が行きたくなる工夫をしてほしいと考えておりますが、牛久シャトーではどのように考えているのか、お聞きします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久シャトーレストランでは、地域の皆様からも愛される店舗となるべく様々な工夫を行っており、牛久市産野菜の活用のほか、茨城県との連携により県内特産品の取扱いを行うなど、地産地消を意識したメニューの開発を進め、御来店いただいた方々からは大変好評のお声をいただいております。

現在、牛久シャトー株式会社から示されているレストランの運営方針といたしましては、まず、コロナ禍において座席数を制限し、受入れ客数を減らさざるを得ない状況下であること、次に、市内及び周辺地域の飲食店舗におけるランチタイムの回転率並びに牛久シャトーレストランでの実際のランチタイムの稼働率等を踏まえ、現在の価格帯でのコースメニューを提供することが、このコロナ禍においては最も収益性のある展開策であり、また、使用する食材につきましても、客足の完全な回復がなされていない現時点においては、仕入れ額と販売見込額を立てた上で使用の可否を判断するということが最善であるとの報告を受けております。

こうした状況下でありましても、牛久シャトー株式会社では、地域の方々からも一層親しまれ、気軽に立ち寄ることができるための方策として、今年度、イベントの開催を行ってまいりました。7月の商工会青年部等の協力を得た夏祭り、8月の牛久シャトー日本遺産フェスタといった大規模イベントの開催に加え、市民主導によるマルシェ「シャトーで休日」も定期的で開催されております。

本市といたしましては、牛久シャトーがこれまで以上に市民に愛され、利用されやすい施設となるよう、今回の御提案を含め、出資者の立場として引き続き提案・進言を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 シャトーの経営にしては、大変厳しいコロナ禍の状況でございました。3年かけていろんな、やっぱり赤字を出してはいかんということで、なるべく出さないよということで大分給料等も下げたことにより、こんなこと言うてはなんですけれども、辞めた方が相当おら

れます。そのことが今になって、3月のバーベキューをどうしようかとなったとき、今、人がいないと。とても今までみたいな回転はできないという話を聞いております。ですから、今それがどうにかならないかということで、予約でしかできないかなということで、行った方がセルフサービスとかいろんなことでやるしかないのかなということでございました。レストラン経営にしても、よくちまたで言われるのは5年にかかるんだよと、黒字になるまではという話を聞いております。そういうことで、早くの黒字になるための施策も必要でございますし、それとともに牛久シャトーの魅力あるシャトーになってほしい。そして、経営が健全になってほしいというのが私たちの大きな目的でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 具体的な話、経営の話を聞かせていただきました。市民の方々がいろいろ心配する中で、なかなか実態が分からないということで、それを知ってもらうための質問も考えながらしているわけなんですけれども、牛久シャトーの最後の質問です。重なるところもありますけれども、料理、お土産、販促、営業活動、サイン、音楽等の提案に対して質問をしたいと思います。

私のところには、牛久シャトーは営業活動をしておらず、何も努力していないという意見も多く寄せられます。来場者を増やすためには、先ほどお話ししたような地域の方々が行きたくなる仕掛けや、ポケットファームときどきや牛久大仏などの観光施設と協力関係を構築していくことも大事ですし、来場された方に対してはホテルのようなもてなしの気持ちを持って迎えるということも必要不可欠だと思います。このほかにも、ピザは牛久の売りであって、ピザと掛け合わせる販売促進、あるいは市内の全体に牛久シャトーの看板を設置することなど、牛久シャトーの活性化につながるのではないかと思います。牛久市にも様々な意見が寄せられているとは思いますが、市として、牛久シャトーに対して、また牛久シャトー株式会社に対してどのように考えているのかを改めてお聞きします。よろしくお願いします。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久シャトーは、令和2年6月のリニューアルオープン以来、新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴う消費行動の変化、観光産業の低下など、厳しい状況の中で試行錯誤を繰り返しながら取組を続けております。

牛久シャトー株式会社では、当初、現在稼働しているレストランのほか、旧テラス・ドゥ・オエノンへの飲食系店舗の誘致や、バーベキューガーデンの再開、サンクンガーデンでの軽食の提供等、牛久シャトー内に形態・価格帯の違う複数の飲食店舗を設けることを計画しておりました。

また、県立牛久高校の生徒からは、牛久シャトー内でのピザメニューの提供などの提案がなされ、牛久シャトー内での「食」について様々な計画、検討をしながらもいまだ実現していない取組がございます。また、イベント面におきましても、文化庁からの受託事業でありましたナイトタイム充実支援事業が実施直前で中止になるなど、これまで牛久シャトーの魅力を高めるために必要または有効と考えながらも、残念ながら実施に至っていない取組もございます。こうしたこ

とから牛久シャトーは何もしていないという厳しい意見が寄せられていることは、牛久市としても認識をしております。

しかしながら、コロナ禍という経済活動が制限される厳しい状況下、ある種限られた条件の中で、可能なことから取りかかることで着実に進められた取組もございます。牛久シャトーの歴史、文化を語る上で最も重要でありますワインについて、牛久シャトー内で収穫したブドウによる牛久シャトーで醸造した牛久シャトーワインを復活させることができました。また、ビールにつきましては、牛久市産小麦を使用したビールや、牛久市産ブドウ果汁を使用した発泡酒「あわいろしずく」をはじめとした新たな商品の開発も進めております。

「ワイン」、「食」という点につきましては、牛久市では、平成29年3月に「ワインと食」による観光振興事業計画を策定し、「地域資源」、「ワイン」、「食」を軸とした地域振興に取り組んでまいりました。この一環として、商工会青年部によります「うしくピザフェスタ」は本年度の開催をもって第4回を迎え、「うしく」を象徴するイベントとして定着しつつあります。

本年度は、うしくピザフェスタと牛久シャトーが連携し、うしくピザフェスタの会場である牛久市役所近隣公園と牛久シャトーとを来場者が相互に行き来できるような取組も実施され、牛久シャトー株式会社自らがピザを提供できないまでも、様々な方々の協力を得て「ワインとピザの街うしく」と、その象徴としての「牛久シャトー」の発信につながったのではないかと考えております。

このほかにも、ワイン文化日本遺産協議会と近畿日本ツーリスト株式会社及びクラブツーリズム株式会社との包括連携協定の締結や、「牛久シャトー日本遺産フェスタ」、「シャトーで休日を」などのイベントの開催、さらには、つい昨日まで実施しておりましたクラブツーリズム、サイバードとワイン文化日本遺産協議会の連携によりますゲームコンテンツを活用したイベントの開催など、新たな取組への挑戦も行っております。

これらの取組は、牛久シャトーの持つ価値の復活と、今後のさらなる価値の向上につながる基礎となるものであり、その基礎固めに取り組むことはできたのではないかと感じております。

特に、昨年8月のワイン文化日本遺産協議会によります「牛久シャトー日本遺産フェスタ」は、山梨県甲州市はもちろん、茨城県の日本遺産認定市であります水戸市、笠間市、神谷伝兵衛のふるさと愛知県西尾市の参加や、牛久市と包括連携協定を結ぶプロスポーツ団体等にもご参加いただき、盛大に開催することができました。

その結果、当フェスタが「スポーツや文化資源の融合」として評価され、「スポーツ文化ツーリズムアワード2022」の特別賞として、観光庁、スポーツ庁、文化庁からの表彰を受けております。このフェスタは、地域の方々、事業者の方々に御参加いただくことはもとより、地域の壁を越えた他市との連携、文化分野に限らず他分野でありますスポーツ分野との連携という、「牛久シャトーを核とした複合的な連携」が実現できた一つの成果であり、こうした考え、取組に対し、国から高い評価をいただいたものでございます。

現在、牛久シャトー株式会社では、桜の開花に合わせ、バーベキューの再開を模索しております。これには市としても期待をするところではございますが、先ほど市長のほうからもありまし

たけれども、牛久シャトー株式会社ではもともとの従業員の離職やアルバイト・パートの飲食業離れといった社会的な傾向から、特に従業員の確保に苦慮しているところでございます。

こうした中、政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、5月に現在の2類相当から5類に引き下げる方針を決定し、今後の生活様式、消費動向がどう変わってくるのかという点においては、いまだ不透明な部分がございますが、にわかに観光産業の復活の兆しも見え始めたところでございます。

市としましては、新型コロナウイルスの問題の収束、経済活動の回復に合わせ、これまで計画・検討しながらも実現できなかった取組をしっかりと進めていけるよう、引き続き牛久シャトー株式会社と十分に協議を行いながら、牛久シャトーの再生と牛久市の活性化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。本当にね、一生懸命やってきたんだという思いを新たにしました。今部長さんが言っておられましたコロナ感染、今朝の新聞を見ましたら、牛久市ゼロになっていました。観光のほうについては、だんだんいい方向に向かっていくのかなと、これから期待できるんじゃないかと思っております。努力とそういういろんな条件がうまく重なって進展していくことを心から祈っております。答弁ありがとうございました。

大きく2番目の質問に移りたいと思います。グラウンドゴルフ場の新設という質問であります。

まず1番目、市内グラウンドゴルフのクラブ数、これは具体的には牛久市スポーツ協会に加盟しているグラウンドゴルフクラブ数ということになりますけれども、それとその会員数についてまずお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市スポーツ協会に加盟しているグラウンドゴルフクラブは、茨城牛久GGクラブ、牛久グリーングラウンド・ゴルフクラブ、牛久つくしクラブ、女化グラウンド・ゴルフクラブ、牛久市グラウンドゴルフ協会かっぱクラブ、うしく栄町GGクラブの6団体あり、会員数は241名となります。そのほかにも行政区や個人的にクラブ、集まりとして活動しているところもありますので、そちらも合わせるとクラブ数及び競技人口はさらに多いものと推定されます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 それでは、2番目の質問に移ります。現在の各クラブの練習や大会なども含めまして、グラウンド数は十分なのかということであります。また、6団体があるとお聞きしましたが、それらを一つにまとめ、協会なりの設立に対する考えをお聞かせください。

そして、各広場の施設はどうでしょうか。特に栄町運動広場、栄町グラウンドと言っていますが、このトイレについてはもう設置以来30年以上経過しており、設置当初から改修がなされておらず、不便を感じている利用者もいると聞いております。改修などの予定についても併

せてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 各クラブの定期練習場所や大会場所の確保につきましては、毎年2月に実施している牛久市体育施設調整会議にて、翌年度の5月から4月分の牛久市スポーツ協会加盟団体及び牛久市スポーツ少年団加盟団体に対する事前優先予約を受け付けており、予約が取れないという状況は発生していませんので、十分であると認識しております。

牛久市グラウンドゴルフ協会としての一本化につきましては、現在牛久市スポーツ協会加盟のグラウンドゴルフクラブは6団体ありますが、各クラブにおける運営について大きな課題は認識しておらず、一本化の必要性については認識しておりません。なお、当6団体を加盟団体としている牛久市スポーツ協会との情報交換は引き続き行ってまいりたいと思います。

栄町運動広場のトイレにつきましては、平成2年に供用が開始され、築30年以上経過している状況です。議員御指摘のとおり、トイレが和式であるなど改修が急がれる施設であることは承知しております。市公共施設につきましては、牛久市公共施設等総合管理計画の中で整備・改修の必要性の有無を検討しながら、順次進めているところです。老朽化した栄町運動広場トイレの洋式化などの改修につきましては、少なからず費用がかかることが想定されますが、多くの市民の皆様にご利用いただいている施設でもございますので、同計画の中で議論し検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 市民からの要望も幾つか私のところにも届いております。どうかよろしく対応のほどお願いしたいと思います。

それでは、3番目の下根運動公園隣接地にグラウンドゴルフ場の新設ということで質問したいと思います。市内の競技人口の増加が見込まれる中、県南大会などの大きな大会を開催できるグラウンドが近隣にはないと聞いております。牛久運動公園の隣接地へのグラウンドゴルフ場の新設、または既存施設の改修などによる大会誘致ができれば、競技される方はもちろんのこと、他市からの牛久市を訪れてもらうことによる経済効果なども期待されるかと思いますが、市の考えをお聞きしたいと思います。

ちなみに、牛久市のグラウンドゴルフの選手のレベルは県下一と聞いています。12月1日の広報うしくによりますと、グラウンドゴルフ茨城県大会において、市内のかっぱクラブの宮本選手がダイヤモンド賞を取って優勝し、本年9月に開催される鹿児島国民体育大会に県代表で出場するとの記事が掲載されていまして。御存じの方も多いかもしれませんが、ダイヤモンド賞は、ワンセットに連続3回ホールインワンを出した場合の賞です。ただ、この国体へ出場予定の選手は、さらに次のセットでホールインワンを出していて、断トツの優勝であったと聞いています。

ところで、グラウンドゴルフは四、五人で一緒にラウンドを楽しむのですが、よい成績を上げれば個人で優勝ができるわけで、今の時代に合っているようです。クラブに入って練習をやっ

いると、かなりの年配者でもホールインワンを出すことがあって、これだからなかなかやめられない。多少体が不自由になっても、そういうメンバーのはやり言葉になっているようであります。このように朝早く起きてグラウンドゴルフを楽しんでいれば、市民活動課が推進しているたまり場の目的同様、健康保険・介護保険の削減に大きく貢献するわけで、グラウンドゴルフのおかげで福祉施設に行かずに済んでいる人が結構いるのではないのでしょうか。グラウンドゴルフは言わばアウトドアたまり場とも言えるもので、そういう考えの下に下根運動公園内の隣接地に拡張をする形で造ってもらえないかという要望であります。市の考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

グラウンドゴルフは老若男女、誰でも気軽に始めることのできるスポーツであるため、今後も市内の競技人口は増加していくものと推測されます。

御質問にありますような県南大会などの大きな大会が牛久市で開催されることは、多くの人がその場所に集い、交流を深めることで、牛久市のよさを知っていただく絶好の機会になるものであると考えています。また、そのことから牛久市を訪れる交流人口の増加、その先には地域経済や産業の発展にもつながっていくものであると考えます。

県南グラウンドゴルフ大会は、ほかの市町村からも参加者が集まり、400名規模の大会となると聞いております。平成29年11月8日水曜日に牛久運動公園多目的広場で開催した実績もあり、その際には大きなにぎわいがありました。

議員御提案の牛久運動公園隣接地へのグラウンドゴルフ場の新設につきましては、多額の費用がかかることも想定されます。したがって、他の競技種目との関係も含め、市民のニーズがどこにあるのかを的確に把握しながら、前回大会で使用された多目的広場の利便性の向上も選択肢の一つとして検討をしてみたいと考えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。多額の費用がかかるので、簡単に、はい、造りましょうというわけにいかないことは分かります。グラウンドに、広い土地に芝生を張らなければならない。トイレも駐車場も必要だということで、近い将来のための検討課題にさせていただけたらと思っております。よろしくお願いいたしますと思います。

以上で私の質問を終わりといたします。ありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で、18番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時40分といたします。

午後3時31分休憩

午後3時40分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、１６番黒木のぶ子議員。

〔１６番黒木のぶ子議員登壇〕

○１６番 黒木のぶ子 議員 皆様、お疲れさまでございます。本日最後の登壇となります、市民クラブの黒木のぶ子です。

最後の登壇なので、建設的なよい答弁となりますことを期待いたしまして質問に入ります。

最初に、牛久市乗合タクシー、通称うしタクの質問をいたしたいと思います。

このうしタクの利用につきましては、事前予約制なので直前の利用ができない不便はありますが、自宅の玄関先から目的とする入り口まで行くことができ、値段も７００円という安価な料金で利用できますことから、交通手段を持たない市民や特に高齢者にとりましては大変利便性の高いうしタク事業の存在であると評価しております。そこで、うしタク事業の今までの利用者数、できれば年間の利用状況をお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 うしタクの利用者数につきましては、令和２年度が令和２年１０月から令和３年３月までの６か月間で２，３１６人、令和３年度が６，９９０人でした。令和４年度は、令和５年１月までの１０か月間で６，６４７人となっており、このままのペースで推移しますと、運行開始以来、毎年増加することとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○１６番 黒木のぶ子 議員 令和３年度の利用者数が６，９９０人で、令和４年から令和５年の１月までの１０か月間で６，６４７人ですね。

それでは、次にうしタクの利用者等の行き先については、どのような場所への利用となっているのか。把握されているのであれば、お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 利用者の行き先につきましては、総合病院や個人病院等の医療機関が一番多く、次いでスーパーマーケット等の商業施設、駅等の交通施設、市役所等の公共施設の順となっております。

年度ごとの割合で見ますと、令和２年度は６か月間で医療機関が７０％、商業施設が１４％、交通施設が７％、公共施設が６％で、全体の９７％を占めております。

令和３年度は医療機関が７７％、商業施設が１０％、交通施設が６％、公共施設が４％で、全体の９７％を占めております。

令和４年度は令和５年１月までの１０か月間で医療機関が７１％、商業施設が９％、交通施設が７％、公共施設が４％で、全体の９１％を占めており、それらに加えて、スポーツ施設やレジャー施設、学校などが７％と、運行開始３年目に入りまして新しい使い方も見られるようになっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま答弁をいただきました状況では、事業開始から医療機関や商業施設への利用となっているとのこと。このことを踏まえて、うしタクをさらに市民にとりまして利便性のよい交通手段とするために、利用者から3点の改善要望が寄せられておりますので、順次、執行部からの御所見をお聞きいたします。

原則、うしタクの運行区域は、龍ヶ崎済生会病院を除く市内全域とされておりますが、牛久市内には複雑につくば市と牛久市が入り組んでいる地域があり、この地域には多くの市民が利用しております昔からの専門性の高い病院や安売りスーパーがあります。しかしながら、この病院やスーパーに行くためにうしタクを利用した際に、目的とするところを目の前にして降車させられたとの声が寄せられており、市外だからとはいえども、目的場所を目の前に降車しなければならないのは、うしタクの本来の交通弱者への救済であることの趣旨から外れてしまうのではないかと考えるところです。これらの理由から、うしタクの利用者に利便性の配慮が必要ではないかというふうに市民からも寄せられておりますし、私もそのように考えております。そういうことでありまして、執行部のお考えをお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 うしタクが他自治体への乗り入れを行う際には、牛久市からの距離の大小にかかわらず、乗り入れ先自治体内の交通事業者を含めた当該自治体との協議を調えることが求められています。

協議においては、利用者の利便性に配慮しつつ、市の提供するサービスによって、民間のバスやタクシーの利用客が減少し、民間事業者が撤退するような悪循環が発生しないよう、その自治体で営業している交通事業者の意見を聞きながら、経営への影響を確認し、運賃や運行時間、運行範囲を決定しております。

過去においても市内の路線バスにおいて、令和3年12月に、かっぱ号と経路が重なる路線の利用者数の減少から土日の運行が休止になることが起こっています。市の事業が民間事業者に与える影響を慎重に判断することが必要であります。

なお、県内においては、他自治体の乗合タクシーも同様の考えに基づいて運行されており、自治体の外への運行は例外として最寄りの駅や総合病院に限って行われている状況でございます、このためうしタクの運行エリア拡大に当たっては、既存交通事業者の事業展開や利用者の適正な負担にも配慮しながら、慎重に進めていくことが必要でございます。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいま市長のほうからも御答弁いただきましたが、先ほど申し上げましたように、100メートルも満たないような距離で、「はい、ここは市外ですからそちらまで行きません。ここで降りてください」、それで、そこは病院だったりしますので、皆さんこの間も下痢とか、直接的な話で申し訳ございませんが、下痢のおなかを抱えながら行こうとしたらそのように言われたと。そういう人たちが少なからず数人、私のところに寄せられているわけですね。

そうした中で、市外だからといってあそこの地域、固有名詞を言わなくても執行部の方々は皆

さん御存じだと思いますけれども、そういう中でももう少し柔軟性を持った形で、決して民営のタクシー業界に対しまして営業的な妨害はないと思うんですね。そうした中で、やはり例外として認めております龍ヶ崎済生会病院は遠距離にもかかわらず病院入り口まで認めているのであれば、つくば市となっておりますが、牛久市内からその病院入り口まで、再三申し上げますが100メートル足らずのところなのに、病院という位置づけから考えますと同様な所見であるべきと考えます。この差異についてどのように考えられるのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私もうしタクの利便性を考えれば、いろんな病院に行くのも私はいいのかなと思います。ただ我々自治体においては、民間業者に悪影響してはいけないということ。例えば、ではいいですよとなった場合、済生会病院は今あちらとの協議でいいという話になっていすけれども、例えば筑波胃腸科病院、あそこはうしタクで行ったらもうすぐですから、もう見るところでここまで駄目ですということを結構おっしゃると。でも、逆に筑波大学附属病院まで行ってくれという話になったら、これまた大きな問題で、ですからどこまで例外でどこまでがいいよというのか、これはなかなか話を進めても、ましてうしタクで筑波大学附属病院までというのはとてもとても大きな赤字になります。

ですから、そこはそこでやっぱり許容範囲を考えた場合、最大限に私たちはいろんな判断をして、あちらの病院も比較的近くにありますので、それもあちらの自治体、それからタクシー会社、いろんな協議をしながら、いいでしょうとなっています。ですから、東京医科大学茨城医療センターだってそうですけれども、いろんなことになるとそのように自治体との協議、どこまでいいんだという話になったら、これはもうちょっと何ていいますか、つかみどころのない話になってしまいますので、これはいろんな協議をするのは私はいいと思いますよ。ただ、難しい状況であることも事実です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 先ほども申しましたように、拡大解釈しますと今市長が御答弁いただいたような形になりますが、目の前ですよ、100メートルに満たないところで、はい、降りてくださいと、おなかを抱えているわけですよ、病院ですからね。そういう中で降ろされるといふそういう不合理性についてもう少し柔軟に考えて、事業としてやはり市民に寄り添った形でやるべきではないかというふうに。だから、常にそういうふうに筑波大学附属病院とかもうあちらこちら、そういうふうに言ったら限度がね、もう東京だ、どこだというふうになってしまいますから、そういうことを言っているのではなくて、本当に市民が常識的に考えて、目の前に病院がありながら降ろされるというその状況を考えたときに、市としてはこの龍ヶ崎の済生会病院が是としているならば、そのうちのすぐそばの病院についてもやはり例外的に認める必要性はあるのではないかというふうな質問をしているわけで、どんどん拡大しろというような趣旨ではございませんので、その辺につきましてもう一度お伺いします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 どこまでがいいのか、どこまでが駄目なのかと、そういう話をしますとこれ

は結論が出ないと思いますので、今とにかく許された場所で走ることが一番目的でありまして、その例外を一部だけ認めると、あそこの人は認めているのに何で私たちは認めない、それは皆さんいろんなところにありますよね。あそこの病院はここで100メートルはいいだろうと。隣のあそこだったら二、三百メートルを何で認めないとか、そういう議論になってしまうと、このうしタク自体の事業も本当頓挫してしまいます、もういろんな批判が来て。だったらやめましょうという話になってしまう。

せっかく始めた事業をやはり皆さんも工夫しながらやっていただく。例えば一つの話で、その病院に行きたかったら普通のタクシーで行くしかないのかなと、一つの方法ですよ。だったら、その人が病院に行きたかったら途中でどこか中継基地に集まって普通のタクシーでそこに行くとか、いろんな選択肢があると思いますので、ただ今のこういう決まった状況では、我々はこれでやって、そして多くの自治体がこういうふうにしましょうとなれば、それはいろいろな選択肢があると思いますので。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当にこういうものは市民目線と執行部の立ち位置との差異があるというふうに考えざるを得ないわけですがけれども、市民の方から多く寄せられているということは、やはりもうちょっと市として市民に寄り添った形でどうせやるならばやってほしいなというような声であるということを、今1つ目の要望として執行部にお伝えしたまでです。

それでは、うしタクへの2つ目の改善要望といたしまして、ペットの同乗についてであります。牛久市内でもペットを飼っている交通弱者の方々が大変多く、特に独り暮らしになりますと、犬や猫を「この子」と表現して、大切な生きがいの相棒となっているようです。しかしながら、この子を病院やトリミング等に行く場合、うしタクを利用したいが利用できないとのことで、うしタクの利用要望者が言われるには、しっかりペットはゲージに入れ、越えないようにし、粗相、要するにふん尿をしないようにちゃんと処理をしながら、そういう状況であつてもうしタクには断られるというようなことが多く寄せられているわけです。

うしタクは、経済性や利便性から考えるとできるなら使いたいとの強い要望があるわけです。条件を満たすことで対応を、先ほどから言っているように物事というのは柔軟に考えることによって、本当に市民ニーズに即したような形になるかと考えます。どのように考えられるのかお聞きいたしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 ペットの同乗については、うしタクが乗用車という狭い空間での乗合利用となるため、動物アレルギーを持つ利用者に配慮いたしまして利用をお断りしております。例外として、盲導犬、介助犬及び聴導犬といった身体障害者補助犬の乗車は認められております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 この件については再質問しないということなのですが、やはり動物アレルギーの人ということで考えますと、盲導犬がオーケーで、今言ったペットを飼っている人たち、盲導犬の場合は同乗でなくて乗車は可能で一緒に同乗するというようなことはあんまりないかなというふうには思いますけれども、やはりこういう交通弱者のためにということを考えますと、動物アレルギーということであれば、そちらのほうから考えれば、盲導犬の後処理、乗った後の消毒とかそういうものが必要になっているのかなと考えますけれども、その辺についてはどのようにしているか。本来ならば、みんなが乗れるような処理を行政としても、一つの事業だから公平に利用できるようなというのが一つの趣旨かなと思いますけれども、その辺については同じような答弁になると思いますので。

次に、3つ目といたしましてチケット制です。チケット制が便利なので、チケットを発券してとのことですが、このチケット制の導入についての意向についてはどのように考えられるのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 チケットにつきましては、利用者のチケット購入の負担をなくすとともに、印刷に係る費用や販売店開拓、販売委託などの販売に係る業務や費用を削減するために、現金支払い制を採用しております。近隣市では、牛久市の実施状況を参考にしてチケット制を終了した事例もございます。

利用者の立場からは利便性が重視されることは、市としても理解しております。一方で、持続可能な公共交通の観点からは、既存交通事業者への配慮や利用者の適正な負担も非常に重要となります。

うしタクの車両台数や運行体制等についての見直しは、車両の利用状況や利用者の声を聞き取り、関係者と協議の上、継続的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当に市民のニーズというか、市民の要望というのと、やはり皆さんがお考えになった今の答弁というのは随分差があるようですが、繰り返しになりますけれども、せっかくのうしタクということで、交通弱者のための移送手段であるよということであれば、どうしたらその人たちの一人でも多くの人たちが利用できるように考えてあげるといえるのか、考えるべきことではないかなと思う。できないことを言うというのではなくて、やはりどうしたら市民ニーズに合ったようにして、たくさんの交通弱者の人たちがうしタクを利用できるのかを考えていかなければ、本当に今の高齢者の人たちが残念がると思います。

それでは、次に介護者や高齢者の心身や経済への負担軽減について質問いたします。

介護制度が発足した当初は、介護される人もする人も、経済の負担も身体的な負担も現在よりは少しはましな状況でした。それが、国はこの間の改定で施設介護から在宅介護へとシフトしてきたことで、介護を要する家族がいる場合は1日や2日のことではないことから、介護される側もする側も心身の負担が大変大きなものだとし、市民からの声が多く寄せられております。

このような中で、お隣つくば市や土浦市では、在宅での介護者とその家族に対し、きゅうやはりやマッサージ等の施術のサービスが受けられるようになっております。牛久市においても、在宅介護者やその家族のために心身のリハビリも含め施術のサービスを実施してはと考えますが、執行部の見解をお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 鍼灸マッサージの施術費用助成金については、つくば市や土浦市のほか、幾つかの自治体において行われています。対象者や助成の額はまちまちですが、医療費の支給が受けられる場合を除き、1回当たり1,000円前後の金額を年間数回から十数回までの範囲で、主に高齢者を対象に助成しているケースが多く見られます。

牛久市では、このような助成制度は実施しておりません。鍼灸マッサージは、治療として必要があれば保険適用で施術が受けられます。心身のリフレッシュ等が目的であれば個別の状況等によるものであり、介護予防等の効果についても個別の状況で差が大きく、一時的な場合もあることから、鍼灸マッサージに特化した助成については公費によって助成する公益性が低いものと考えております。

市といたしましては、今後もこのような助成制度を設ける予定はございませんが、高齢者や在宅介護者への支援は、介護保険サービスや地域支援事業などを上手に使っていただくことだと考えております。今後も介護保険制度の中で有効性のある事業を実施し、市民が利用しやすいよう周知に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 本当につくば市、または土浦市ですか、それはもうずっと前からやっているわけですね。何かこのように提案しても、ほぼほぼ牛久市はやらないというような形で、かなり自治体間格差というのが発生しているかなと考えているところです。それも財政力がないといえば財政力がないですが、先ほどから財政力そのものもそんなに差はないということで、やはりそこに住む人にとって同じく納税しておきながら、いろんな面での自治体格差が生じてくるというのは、その人たちの組成するとか、つくっている執行部の皆さんの考え方であろうと思って残念に思います。土浦市からひたち野うしくに越してきた人からそのような情報をいただいたわけですが、やはり向こうがあって何で牛久はないのという、そういうことを常に聞かれるという立場なので、いや、牛久は何もないんですよ、そういう福祉系のサービスはというような、こちらもそういうようなお答えをしなければならない。本当に残念に思うところですね。

だから、やっぱり皆さんにその時代時代でどういうものに特化した施策をしなければならないのかというふうに考えていただきながら、今おうちで在宅介護をなさっている方たちも547人ですか、令和2年度、そんなようにどんどんどんどん皆さん、今までの2000年の介護制度が発足してから改悪になっているわけですよ。市民はもうしょうがないなと泣きながらおうちでそういう介護をしているというような現実を、皆さんがやはり市民に聞いてみるとか、そういうこ

とをしないと、デスクで何かやっていると分からないけれども、やっぱりそういう人たちの声を聞くと何かしてあげられないかなというふうに考えるところではありますが、今部長のほうから御答が弁ありましたように、介護保険のほうを上手に使いながら対応していきたいというような答弁がありましたので、そちらのほうに委ねていきたいと思います。

続いて、在宅介護者へおむつ代を非課税世帯だけでなく、現在の超物価高騰への緩和策として、非課税世帯の年収ベースに20万円ぐらいを上乗せした収入者を対象におむつ代の支給をしてはと考えるところです。非課税ということだと一つのボーダーラインがございまして、そこから本当に1万円か2万円収入がいいからということでこの間の物価高騰の交付金に対しても対象外だったとか、また介護をおうちで見ておられる方も非課税対象ということから外れますと、毎月5,000円のおむつ代の支給もそういうものからも外れているというような人がかなり不満も言ってきておりますので、その辺についてやはり少しでも経済の負担軽減策を考える必要があるのではないかと考えますので、この辺につきましても執行部の御所見をお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 牛久市のおむつ等給付金の支給要件ですが、まず本人の状態として、65歳以上で在宅の寝たきり及び認知症の方、65歳未満で要介護認定もしくは要支援認定を受けている方のうち、常時おむつ等を使用している方を対象としています。その上で、介護保険料の滞納がないこと、本人が市民税非課税であることとしています。

本人の市民税が非課税であることという給付要件を緩和することにつきましては、おむつ給付金は介護保険の地域支援事業の一環として国や県などからの財源が充てられており、その枠組みの中で事業を実施していることから、市単独でその枠組み以外の要件とするには公平性のある根拠に乏しい状況です。社会情勢の急激な変化によって、物価高騰をはじめとして多くの世帯に様々な影響が出ていることとは承知しておりますが、おむつ給付金の要件緩和は難しく、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 一般論としてコンプライアンス、要するに法令遵守だということだと考えますと、まさに今御答弁いただいたようになるかと思いますが、やはりその自治体自治体でどういうふうにして市民に寄り添って、少しでも経済的緩和で市民の手助けになるかというふうに考えているわけで、それがコンプライアンスに違反するというような考え方だから、牛久市は皆さんから牛久市は何もやってくれないのね、福祉については本当に駄目なのねみたいなことで、でもこの間の環境のほうからLED、あのような施策も申し込めば全員が該当者になれるというような形だったので、それについては本当に課税されている市民からこういうこともたまにやってくれるということで、そちらについては大変好評を得たところでもありますけれども、やはりこの御時世、本当に高齢者、いわゆる年金者は生活にもう困窮しているわけですね。

うちのすぐ隣にカワチが3日にオープンされたら、朝からすごい人なんですね。ということは皆さん生活防衛をするために本当に何とかしなければというような形なので、行政としてもやは

りそういう市民に寄り添った形での経済支援というのは絶対的に必要であろうと考えるところなんです、おむつにつきましては一つの基準ということがあるから無理だということですが、それに見合うような形での経済支援というのは、要するに非課税のボーダーラインの上の人ぐらいのところまでは、その上のちょっと生活に余裕ができるぐらいのやはり幅を持たせてあげた人たちに、何かそのような支援ができないかと考えるところなのですが、この物価高騰の折に何かそういう介護を必要として心身共々疲れ切っているような人たちに対する、今後考えていく必要があるのではないかと思います、その辺についての考えは全くないのか。それとも、少しは今後、調査研究するぐらいの余裕があるのかどうか、再度お聞きします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに高齢者の世帯の方とか、あるいは非課税から外れる方とか、いろいろ苦勞しているという実態につきましては承知しております。ただ、新しいボーダーラインを決めたりだとか、そういうふうになりますと、またそこで不公平が生じる。どうしたらその部分を市民の皆様方が納得して受け入れていただけるのかという部分もございますので、今後も介護者がどのような思いでやっているのかということにつきましては、認定調査とかあるいは相談があった場合とかについてきちんと対応していきながら、今後どうしたら介護者の方、それから高齢者の方々が安心して生活を送れるのかということに関しましては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 まず、私たちの施策を考えるときはやっぱり公平性でございまして、そして、その公平性、今市民の皆さんが求めることを精査して行います。他の市町村がやっているからこれをやっているかと、私は全然そういうのは、いろんな他市町村の事情があることでやっていることですから、私たちは別にそれを無視、全部なしにするわけでは、参考にいたしますけれども、でも、そういうことで牛久自体がいろんなやっているこのすばらしいことも私はあると思いますよ。ですから、それも、もしそういう市民の方に聞かれたら、牛久で今こういうこともやっていますよということを言ってほしいなと思います。ですから、そういう中での取組、施策の決め方というのを私たちは常日頃心がけてやっています。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 市長も御答弁いただいたように、確かに別に他市町村がやっているから牛久市もやらなければならないという、そういう道理にはならないかと思います。しかしながら、やはり市民の現状として、他市がやって皆さんが助かっているというふうになれば、何で牛久市がと、比較論の中で牛久だけがというふうな、そういうふうな考えになってくるわけなので、できるならば、全部はやれという話にはなりません。確かに自治体自治体で経済力も違いますし、そうした中でもやっているところはしっかりとやっていますので、そういうことを申し上げているわけで、何も同調して全ての自治体に前倣えしなさいというふうなことでは、決して私ども議員たちは言っていないと思います。それと、やはり市民を目の当たりにした、私の場合

は介護されている人たちの経済と身体的御負担があまりにもあるから、何かそういうものに対する市としての考え方があればというふうに思いまして質問をしているわけです。

それでは、次に介護者や高齢者の心身や経済の負担軽減についての最後の質問となりますが、高齢者への身体障害者としての手帳、同様の税の控除の考え方となります。一般論といたしましては身体障害者や精神障害者に対し、認定の上、手帳が交付され税等が減免されますが、要介護の高齢者は、障害手帳を持っていなくても障害者控除を受けることができ、負担軽減が図れるとのことです。しかしながら、介護保険の要介護認定を受けただけでは控除の対象とはなりません、基本的にはあくまで自治体から障害の程度について認定を受けることで控除の対象となり得るということです。牛久市の場合、障害者手帳を交付されている障害者と同等の税等の減免を高齢介護認定者に付与することについての市の考え方、また、高齢者は加齢に伴う身体障害者手帳を申請することはできるのでしょうか。お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 要支援や要介護の認定を受けていて、なおかつ一定以上の日常生活自立度に該当する方は、障害者手帳をお持ちでなくても、障害者に準ずるとして税制上の所得控除が受けられます。また、住民税が課税となるか非課税となるかについても、同様に障害者に準ずるとされています。

この制度の周知方法として、具体的には、市から対象者全員に「障害者控除対象者認定書」を送付しています。例年、確定申告が開始される前に通知しておりますので、確定申告の手続の際に利用していただくことで、先ほどの所得控除などが受けられるようになります。

次に、身体障害者手帳についてですが、加齢現象に伴う身体障害についても、日常生活能力の回復の可能性、または身体障害の程度によって障害認定の申請を行うことは可能です。認定審査には医学的な診断が必要となるため、申請の相談時には主治医に事前相談をしていただくよう御案内しております。要介護認定を受けている方に対しては、介護支援専門員の協力を得ながら申請前における主治医への事前相談の周知を依頼し、引き続き丁寧な説明と対応に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 部長のほうからも法令遵守ということで御答弁いただいたわけですが、再質問といたしまして、この高齢介護認定者に対する非課税の認定基準が、先ほども言いましたようにかなり自治体により違いがあり、埼玉県川越市では、要介護1から5の認定を受ける高齢者であれば障害者控除の対象とされ、障害者手帳がなくても障害者として控除の対象になるとのことです。障害者ということで、本人はもちろんのこと、障害者を扶養しているその家族も所得税や住民税の税負担が軽減されるとのことです。

牛久市も自宅で介護をしなければならない状況が増加しており、経済への負担軽減の考えで市としてもその運用をどういうふうにするかということで寄り添えば、先ほどの川越市のように、介護の認定の1から5であってもそのようなことができるという一つの政策をやっているわけな

んですよ。だから、いろいろコンプライアンスを基準として、その運用面は各自治体でどのようにするかということが、やはりこの時期、大変問われていくのではないだろうかというふうに考えますので、この辺につきまして、部長から答弁があったように、こちらも納得はしませんけれども一応受け入れまして、次にそのような今のこの経済状況が続けば、やはり同様なことを執行部の皆さんに、少しは市民に寄り添った政策をやってほしいなということでまた再度要望をしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で16番黒木のぶ子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時26分延会